

令和5年第4回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月22日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年6月22日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者
町 長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者
教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
日程第3	議案第1号	安平町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第2号	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第3号	安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第4号	安平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第5号	安平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第6号	早来学園外構工事請負契約の締結について
日程第9	議案第7号	ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結について
日程第10	議案第8号	財産の取得について
日程第11	議案第9号	財産の処分について
日程第12	議案第10号	令和5年度安平町一般会計補正予算（第2号）について
日程第13	議案第11号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第14	議案第12号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第15	議案第13号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第16	議案第14号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第17	意見案第1号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）について
日程第18	意見案第2号	地方財政の充実強化に関する意見書（案）について
日程第19	意見案第3号	LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（案）について
日程第20	意見案第4号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書（案）について

日程第21		議員派遣の件について
日程第22		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第23		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第24		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

- 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 ～ 閉会

- 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
10 番	高 山 正 人

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.6 1番 工藤 秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番工藤秀一です。今日は5点について質問させていただきます。初めにラピダス対応についてということで今大変話題になっていきますけれども、次世代半導体の量産を目指す世界的で壮大なこのプロジェクトは千歳市の美々ワールドに新工場を今年9月に着工すると発表されていて、また多くの関連企業が集結するようです。隣接自治体として安平町はどのように関わり、対応していくのか方向性について伺いたいと思います。

1つ目に半導体関連企業を安平町に積極的に誘致しようとしているかについて伺います。新たに工業団地を作っても多くの企業に来てもらいたいと考えているかについて伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） まず最初になりますが、昨日も同じようなご質問をいただきまして重複するところがあるかと思いますがご答弁させていただきたいと思います。日本、北海道経済、コロナ禍の中で低迷していた世界規模になる可能性を潜めるこのラピダスの次世代半導体事業については、

安平町としても隣接する町として大いに期待をしている事業です。反面5月22日に説明会があったばかりで、正直何から手を付けていけばいいのか模索しているところです。

最初のご質問については企業誘致関係になりますので、現段階での考え方として説明をさせていただきたいと思います。一部追分地区に工業適地はありつつも工業団地としては既に完売しており、近年の企業様のニーズから個別に条件にマッチングする土地情報を提供しながら対応しているのと、苫東の3期計画に合わせながら一体とした取り組みとして苫東と誘致活動をしていく考えです。ただ、九州を例に見ても半導体事業についてはサプライチェーン含め立地に期待を持てる事業でありますので、現在土地情報の収集や工場までの導線になる道路、インフラなどの課題、当然ゼロカーボンの時代に電力供給の課題などもあり、安平町として協力をできることについて調査を始めているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今、ここだけでなく半導体工場進出ということで熱狂続く熊本という見出しがよく見られまして、今熊本県にも台湾のTSMC社の半導体工場が今年の秋を目指して建設されていて工業用地の需要が大きく関連会社においては取得が難しい状況になっていると。工業用地を確保するため市街化調整区域の見直し等に取り掛かったり、工場用地、住宅建設ラッシュ、道路の渋滞など様々な問題に直面しているようです。ラピダスについては200社と言われる関連会社の建設など行先はどうなるのかと思いますが、九州と違うところは、北海道は面積が広く千歳や苫小牧には大きな工業団地があります。土地だけで言うと特に苫小牧東部地域いわゆる苫東にはホームページからすると4000ヘクタール以上の分譲中の土地があります。これには遠浅地区の苫東用地も含まれていると思われまます。更に恵庭や長沼も圏内に考えると関連会社の行先は言葉が悪いかもしれませんが、ある意味奪い合いになるようなことも考えられるという状況かなと思います。そんな中で人口増加や町に賑わいをもたらすには地元で会社が大きな要因かなと思っています。そういう意味において、昨日の他の議員さんの質問からもありましたように安平町は工業団地ももう埋まっていてほとんど苫東地域の遠浅地区以外はどうも埋まっているようですので、そういう意味において誘致しようとする市街化調整区域を見直してでも積極的に企業誘致に取り組む必要があるのかなと思います。そうでなければ安平町は農業の町なので、その大きな企業誘致は求めないで現状維持を決め込んで子育て政策中心に移住者を募っていくのかと。そのような方向性を決める選択が必要になってくるのではないかなと思います。周りの自治体がどうあれ安平町としてどうし

たいのか明確にしていかなければならないと思いますが、この辺いかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 昨日と繰り返しになるかもしれませんが、今の段階では両方を睨みながら戦略的には立てていきたいと考えています。ただ、議員がおっしゃいますとおり土地が少ないというのは九州を例にしても市街化調整区域、これがやはり大きな課題となっていて、国や北海道、この辺の考え方がまだ示されていないのが私どもが捉えている段階ですので、そうした状況に素早く対応できるように広い土地だったり、これは工業用の誘致に向けた土地であったり、あとは住宅用の土地だったり、安平町は4地区ありますので各地区ごとにどういった住宅誘致をしていくとか、定住移住につながるような誘致として提供できるか、そういったところも少し考えながらやっておりますので、もう少し国、道の情報を見ながら、熊本、九州の状況については議員がおっしゃるような課題点もあったり今対応に追われているとお聞きしていますので、そういった先進事例をきちんと押さえながらこの後検討していきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 工業用地とか私も最近よく調べてみますと、苫小牧とか千歳とか恵庭とか比較すると土地の価格でいうと低価格で提供できるような状況にあるのかなというか、安平町でもし提供するのであれば熊本でもそうですが土地の高騰が問題でなかなか入手できない状況にあるようなので、そういう面では安平町が誘致活動をするのであれば大変有利な状況になるのかなと私は考えていますが、そういったところも鑑みながら周りの自治体の様子を伺っているだけでは出遅れてしまうことも考えられるので、昨日もありましたがチームラピダスの早い決断を望むところであります。

次の質問に移りますが、ラピダス周辺に移住してくる従業員とかその家族等についての移住定住に向けて積極的に安平町に誘導することを考えているかどうかについて伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問になりますが、震災後復旧復興

事業を中心にまちづくりを進めて参りましたが、その中でも総合計画の柱として子育て教育というところを柱にしながら子育て世代に選ばれるまちづくりを進め、安平教育プラン義務教育学校の建設や起業創業の取り組みなどがまちづくりにとって良い方向に結びつき、昨年より社会人口の増、起業創業の増加、移住等の問い合わせ、こちらが昨年の倍ぐらいありまして現在対応しているところです。本議会でも主に早来学園のこうしたニーズの関係になりますが、補正予算にて早来地区の分譲地造成に向けた予算を計上しているところです。こうした気運と今回のラピダスの動きも当然視野に入れながら取り組みを進めていきたいと追分地区、安平地区、早来地区、遠浅地区の4地区ごとの住居情報の提供に向けた取り組みをするための情報収集作業を行い一定程度現在取りまとめているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今、一定程度まとめ上げているということでしたが、件数等についても大体件数というか分譲地であるとか、居住できる件数といったものも押さえているのかどうか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 現在戸数的なところは押さえていないと、資料は別にありますので後ほど面積とかを測れると大体どの程度か見えるのかなと思ってはいますが、ただ色々各地区ごとに選定しているところには諸条件が付いてくるものですから、役場内で全体的な共有ですとかそうした課題の整理がまだできてはいないところもありますので、一定程度この後整理しながら庁舎内で取り進めていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 1番目の質問と2番目の質問と当然関連ということで今の状況であります、渡邊課長が答弁したとおり、まだ情報が得られていない部分もあったり、広域的な枠組みを中心としながら情報共有をして、そして安平町が得意な分野であったり、安平町内も4地区それぞれ特性がありますので、そういったことは基本的に考えています。

また先般、職員研修をちょうどやった時に北大の山中先生に来ていただいて様々なお話をいただいたのですが、その中で半導体の話もありました。こ

れから作る半導体だけではないのですが、例えば作るにあたって当然エネルギーがいるわけですよ、電気だったり。それが例えば化石燃料による電気を使って作り上げたものか、再生エネルギーを使って作り上げたものか。同じものが同じコストでできたとしてもそれはやはり再生エネルギーで作ったものでなければ国際的に利用もできないという差ができています、そういったお話もいただいていたので。ですから安平町はメガソーラーが、これから今回の補正予算でも出していますとおり再生エネルギーの関係で様々な計画を作っていく、その内々示もいただきながら今進めている、計画の策定の予算ですね、そういったことも進めているわけですが。そういったエネルギー関係の分野でも場合によっては直接ラピダスになるのか、その関連企業になるのか、いずれにしても水だったり電気だったりを大量に使うと聞いていますので、そういったことも一つの検討課題であったり、また安平町がこれから進めていくもので大きく貢献できるのではないかなと考えています。

また、住宅団地の関係については今年の総合計画の中でご説明していただいたとおり我々は移住定住を教育を柱に、移住定住を拡大していく進めていく方針はずっと一貫して進めて、その中で緩やかに住宅団地も必要になってくるだろうと、今年の12月時点ではそういう考え方で総合計画をまとめています。ですから短期的には例えば6区画ぐらいとか数十、10から20ぐらいの区画、そういったものを視野に入れながら町有地、また町の方で町が取得した土地に公共になるのか民間の活力を導入してPPP方式になるのか、民間活力を導入して建てていただいてその後の管理は町がやっていくのか。様々なパターンで計画を立てながら当然打ち合わせを内部でもしている、民間を含めて内部でもしているわけです。今回のラピダスの関係も受けてそれを中長期的に少し置いていたものも、これは早めていかなければならないだろうということで当然検討も入っていますし、これは当然町だけで何億も掛けてやっていくような大型の分譲の従来方式もありますが、スピード感ということでは民間の力を借りてやっていく方向性が一つあるのではないかなということもありますので、場所的には複数ありますが一番大きな早来学園の話も出しましたが、早来中学校の仮設校舎が建っていたあの場所。今教職員の駐車スペースとして活用されていますが、あそこが一番近いわけですので、そこを何とか住宅地にできないかは今検討させていただいているところです。当然、同時に教職員の駐車スペースの問題が出てくるわけですので、今外構工事の周辺になっています場所で十数台、また元々飯場が建っていた場所等々で若干不便になるかもしれませんが、短期的なところでスペースを確保しながら早来学園周辺の環境整備も含めて進めていかなければならないと。ですからラピダスが来る前に様々なことを考えていますが、今回のラピダスの話を受けて住宅地の考え方はというご質問でしたので、今現在の大きな流れだったり、庁舎内での検討状況についてご答弁させていただきます。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。今回のラピダスの話が出る前から安平町内でも中古住宅含めて借家も不足しているというか住居が少ない、分譲地も少ないというお話もありまして、新しい家が多く建ってきているのはこのラピダスの話の前からあったことでもありますので、住居不足のところは現状もあるところですが、このラピダスの話があってまた更に移住希望者が今後増えてくることを考えると、住むところの数以上には人口は増えないわけです。人口増加で見ると今熊本の4市町で言うと既に人口が1%以上上昇していると。その4つとも全国の上位を占めているような感じですが、そういったことも想定しながら住居をこれから考えていかなければならないのかなと思っていますが、そういった意味で3つ目の質問になりますが、新たな分譲地や町営住宅の整備等を今後考えていかなければならないと思いますが、その辺いかがお考えですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 3つ目のご質問については町としては現在ラピダス関連で5月22日以降いくつかの企業様より問い合わせをいただいていますので、独自の分譲造成という考え方もありますが企業とのパートナーシップによる団地造成も含めて模索しているところです。

また、町営住宅については25年の試作稼働の後の27年以降の量産がスタートすると従業員の増加も増えて参りますので検討の目標値をそこに据えて庁舎内で検討していく必要があると認識しています。

また、先般地元の建設協会、商工会などと連携した住宅供給についても一部オフィシャルとまではいきませんが、そうした話を両会長ともお話する機会もさせていただいています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 1点補足させていただきます。民間アパートの建設助成事業、これは昨年度また一昨年度も物価高騰であったり資材高騰等で手を挙げていただける事業者、民間企業の中でなかったのですが、今年度おかげ様で1件ありまして、その支援決定もさせていただきましたので1棟8戸ですかね、これが早来地区の早来学園に近いところにこれから1棟建つとい

うことがあります。これから内部でその予算は今年度、従来は2棟分を見ていたのですが今回1棟分だったので。8戸ですから若干は予算残が出てくると思いますが、今後増額に向けてまた9月以降補正予算含めて補てんさせていただきながら民間のアパート建設についても町が支援をしていながら住宅の確保、早来地区は今100%に近い数字でアパートが埋まっている状況、追分は一部空いているところもありますが、そういったところも状況も掴んでいますので、そういった支援策も引き続き講じて参りたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） これからそのラピダスが2年後試作を開始して4、5年後には操業を開始するのかなと思いますが、そういったころには関連企業が出来てきて安平町内でもどこが通勤圏になるかということ、ほとんどが通勤圏なのかなと思いますので。どこということなく安平町内、住居建設とか用地の関係を今から準備を進めていくのがいいのかなと思っています。今年になってこの話が出るまでは人口減少を抑える対策を一生懸命考えていましたが、180度転換して人口増加対策を考えていかなければならないようなことですが、大きなチャンスではありますので素早い舵取りを今後ともお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

2つ目の質問に移ります。内容はガラッと変わりました、使用済み紙おむつの無料回収についてということで、子育て世帯や高齢者及びしょうがい者等の介護世帯の負担軽減のため、ご家庭で使用した紙おむつ類の無料収集についての考えを伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 平成25年7月からの家庭ごみの有料化に伴いまして、燃やせるごみを指定ごみ袋支給事業として3歳未満の乳幼児と同居している保護者の方及び要介護3以上と認定された高齢者等を在宅で介護する方で生活支援事業のサービスを利用している介護者の方を対象として、燃やせるごみ20リットル用指定ごみ袋を一人あたり月10枚、年間120枚を限度として支給しているところです。支給方法については全ての対象の方に通知してまいりまして、また出生届や転入届、介護認定の際にその場で申請していただきまして支給しているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私が聞いた相手のこともありますが、私の確認不足で町で無料収集していることに気が付いていませんでした。実施されていて安心してありますし、また今回こども園の対象で国から園児の使用済みおむつについて親御さんたちに持ち帰らせることをしないような通達があったのですが、ここのこども園では以前からおむつを園で準備して使用後のおむつについても廃棄も園でやっているということだったので、子育て対策について非常に進んでいるなということで非常に安心しているところです。

それで1点確認したいのですが、その子育て世帯に引換券を配布しているごみ袋の利用率について確認したいと思います。対象者のうち引き換えている方がどれぐらいいらっしゃるかわかれば教えていただければと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 利用率は掴んでいないようですが、私が聞いている時には職員でこれを活用して非常に助かっているという話は聞いていますから、相当枚数で足りているのか足りていないのかという調査までしていませんし、子どもの数にもよりますが、職員のお子さんを持っている方からの声としては非常にありがたいという声は聞いていますので。担当の方で、もしこういった数字が押さえているのであればまた後ほどという形で答えさせていただきます。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 恐らく相当数は皆さん引き換えて使用されているとは思いますが、私が伺った家庭の関係では子育て世帯に配布しているごみ袋の引換券は郵送で送られてきて、それを本庁舎に、またぬくもりセンターの方にもって行って引き換えてもらうという仕組みになっていると伺っています。その利用者がごみ袋をもらいに役場にはなかなか行けない方もいて、引き換えられないという方もいらっしゃるようなのです。そういうことを考えると子育て世帯の方って非常に忙しくて昼間は働いてお子さんをこども園に預けてという中で、役場のやっている時間帯に引き換えに行くというのは難しいような状況なのかなと理解しています。そういったことを考えたら引換券を郵送するのであれば、ごみ袋そのものを郵送して送ったり、またその引換券がどこの販売店でも利用できるように町内の販売店で利用できるような仕組みにできないのかなと。普段遠浅とか安平とか遠い方であればなかなか本庁舎に来る機会もあまりないだろうし、そういった配慮は必要なのかなと

と思いますがいかがですか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） まず対象者については事務報告の7ページの方に記載させていただいているのですが、令和4年度末で今おっしゃっています子育て世帯3歳未満の対象、支給実績については152件という実績になっています。

引換券というお話でしたが、手続きについては対象の方に通知の方をこちらの方から送っているのですが、申請書を提出していただければならない要綱になっていますので、総合庁舎、総合支所の方で申請書を出していただいて、その場でごみ袋を支給している状況です。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） この申請については今答弁したとおりでして、これからそのデジタルDXで今推進計画で進めていく中では例えば申請を電子でやっていくですとか、色んな形で今工藤議員がおっしゃられた形でなかなか役場庁舎に行くことができないという方は今回のこの申請だけではなく様々あるわけですよ。様々な給付金だったらこれからそのマイナンバーカードを使いながらやっていくというのはまさしくそれにも該当してくるのかなと思いますので。ここは紙おむつの申請ということに限らず、できる限り若い世代であればスマートフォンですとかそういった手続きも容易にできると思いますので。ただ一方でお年寄りの配慮も必要かもしれませんが件数的には圧倒的に子育ての件数がほぼ全てですので、そこを睨んだ形で少しでも利便性の向上を図っていくということは努めて参りたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。どうぞ子育て世帯がしっかりと支援を受けていけるようよろしくお願ひします。

次の質問に移ります。サニタリーボックスの設置についてですが、近年前立腺がんとか膀胱がんなどの増加に伴って男性で尿漏れパッドを着用する人が増えています。男性用トイレの個室にはほとんどごみ箱がないため、使用したその尿取りパッドを捨てる場所に苦労している男性が多いとのご意見を伺っています。そういった中で本町の道の駅とかその他公共施設における男

性トイレにサンタリーボックスを設置する考えについて伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 私は道の駅についてご説明します。道の駅は日帰り観光客のほか長期旅行者など不特定多数の方が来場する施設で、トイレは24時間開放しており女子トイレの個室と多目的トイレにサンタリーボックスを設置していますが、男子トイレの個室には設置していません。

ごみの状況をご説明しますが、設置しているサンタリーボックスには色々なものが捨てられていましてタバコの吸い殻が捨てられていることもあります。また、ハンドドライヤー使用禁止時にペーパータオル用のごみ箱を男女トイレの手洗い付近に設置した際にはペーパータオルの他にペットボトルや空き缶、テイクアウトの容器や食べ残し、お菓子の空き袋、大根などが捨てられていました。

ご質問にあります男子トイレにサンタリーボックスを設置する考えについては、捨てられているごみの状況や24時間トイレという施設の特性などから総合的に判断して現段階では対応致し兼ねますが、今後も社会全般の情勢などを注意深く見ていきたいと考えますのでご理解願います。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） この男性への認知度が低いサンタリーボックスですが、現在男性用トイレでの設置が全国的に広まってきていて、男性用トイレのサンタリーボックス設置については先ほども言いましたが病気等で尿取りパッドや紙おむつを使用されている方が使用後の処分に困っておられることから全国の公共施設、ここでいうと公民館とかですね、時によっては長時間滞在したようなこともあろうかと思えます。そういった時に汚物入れがあることで安心して行けるというようなことがあるようです。その他観光施設や商業施設などにも設置される施設が増えているそうです。高齢の方が利用する施設を中心にサンタリーボックスを設置することでおむつや尿漏れパッドを使用していても自らの尊厳を保ちながら安心して外出して生活できる社会を構築していけないかと思えますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 町外の観光の来訪者については道の駅が圧倒的に多いということで、道の駅についてはなかなか難しい状況だというご説明を前段でさせていただきました。町内においてもなかなか町内の公共施設に町外の方が例えば前立腺がんの方だったり、尿取りパッドこれも男性用が出てきているということでネットでも色々と検索して見させていただきました。そういった状況は大きな市であったり都市であれば人数は多いのかなとは思っていますが、現状の中で公民館4か所ありますが、全くないとは言い切れないと思いますが、こういったものについては先ほどと同じように違う、PR不足だったりそこをきちんとしていかなければならない面があるかもしれませんが、今の段階でサンタリーボックスを設置をしていただきたいというような地域からの声はあまり届いていなかったのも現状ですので、ここら辺についてはこういったことが少しずつ広がってきているということでもありますから、もう少し状況を見させていただければなと思っています。例えばその地域、例えば安平公民館を使う地域の方でそういったご病気があったり、必要だということがあればその会館にすぐ設置することは可能ですから、対象者が、この小さい町ですから、対象者がいて困っているという場所に逆に公民館は使っていないけれど、ここの公共施設に使っているのってということもあり得ると思いますから、そこら辺も含めてこれは公共機関、公共交通でいけばJRさんも含まれてくるでしょうし、そういったところも含めての話になるかなと思いますので、まずは問題提起という形で押さえさせていただければなと思います。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） そうなのですが、先ほども言いましたけれども自らの尊厳を保ちながら安心して生活できるところで男性の方はこういう困っていてもなかなか誰にも相談できない、話ができないという方も多くいらっしゃると思います。そういう状況に陥っても我慢してそういった場所に行かないとか、外出をしないようになるべくするとか、そういったことも考えられる状況かなと思います。そういうものが自然とあることでいつでもどこでも外出していけるのかなという状況を作ってあげることが大事なかなと思います。今後周りの状況も見ながら検討していただければと思います。また、このサンタリーボックスは最近ではそういう利用方法の他に防災対策としての利用であるとか、またトランスジェンダーの配慮からも導入の必要性が高まっているようです。先ほどルールを守らないで色んなごみ箱として利用される方もいらっしゃるかもしれませんが、ルールを守らなかったり、マナーの悪い事例を挙げて、それって対応できない理由になっては困るなと思っています。そういったところの対策を立てながら設置していくべきではない

かなと思いますので今後とも検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に移りたいと思ひます。4つ目、給水スポット設置についてということで、本町の公民館等に給水スポットを設置して熱中症対策とともにマイボトルの活用を促してプラゴミの削減を目指してはどうかと思ひますが考えを伺ひます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 公民館への給水スポットの設置についてですが、過去に町民センターに給水機を設置していましたが機器更新時期において衛生面、利用率の低さから撤去した経緯があります。現在の利用状況から考えますと公民館利用者はマイボトルなど個々でご用意される方、団体でご用意される場合、給湯室をご利用される方もいらっしゃるから現在給水スポットを設置する計画はない状況となっています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 以前やってられたということですが、どういった周知の仕方をしてやっていたのか私の記憶ではわかりませんが、給水スポットを積極的に行っている事例としては町報等に設置目的等を記載して地図上に町内で設置している場所を明記して周知してもらって給水スポットを利用いただくと。給水スポットには表示を大きくして目立つように設置したりしているようです。

また、SDGsの17の目標を踏まえて全国の自治体で安全で質の高い水道水を積極的に活用するということで環境負荷の高いペットボトル飲料を削減する取り組みが行なわれています。いわゆるマイボトル運動の推進でして、この運動の推進を図ることで得られるメリットは環境負荷の高いペットボトル飲料の削減にも繋がっており、ペットボトルの環境負荷のところで言うと、温室効果ガスの排出量で算出することもできて、水道水と比べると1000倍かかるようです。それはペットボトル今色々問題になっていますが、その輸送であるとか制度等に関わるエネルギーが主な要因になっているので、ペットボトル削減というところも大きな目的になるかと思ひます。

それが1つ目とすると2つ目には廃プラ問題で取り組みの成果を示しやすいこともあります。これは海に流出するプラスチックごみの量を減らすということもあります。3つ目には小まめな水分補給によって熱中症対策ができるということですので、以上のことからマイボトル運動を推進して環境整備として給水スポットの設置を進めていってはどうかと思ひます。いかがです

か。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今回のご質問の趣旨はよくわかりました。町内の公民館などに給水スポットをというご提言だったので、これまでも設置した例があって利用率が低かった。その当時と今は地球の温暖化であつたり夏が異常に暑い日も極端に差があるということもあって、このマイボトルについても町がPRしなくてもボトルを持って出勤をしたり、子どもさんでも持っていくというのが、昔ながらの水筒を持っていくという習慣はなかったわけではないですが、最近ではエコも相まってマイボトルもお店屋さんに行ってもそういうコーナーがあるぐらい様々な製品も出ているようです。ですから、そういった趣旨でプラスチックのごみを削減していくですとか、当然これは熱中症の問題もありますが、そういった対策、環境の観点から普及させていく運動だということであればまたちょっと公民館に給水を設置してくれという要望であれば水道がありますから、工藤議員がおっしゃられたようにおいしい水が提供しているわけで、それを活用すればいいということで考えている部分もあったのですが、環境全体でいくとまた取り組みがSDGsに絡めて大きくこれ環境問題の中で取り組んでいく中の一つの政策にはなろうかと思えますので、環境問題全体の中で今SDGsという観点からも総合計画で初めて安平町も今回様々な施策がどういうふうにSDGsに絡んでいるかというところ視覚化できるように計画も作りましたのでね。今回ご提言いただいたところも前向きに、これだけではないと思いますけれどもプラスチックごみの削減、海洋ごみにも繋がっていくということで昨年環境フォーラムの中で上智大学の織先生もまさしくこのテーマでお話をさせていただきましたので、安平町のごみの問題等も絡めながらこういった問題にも取り組んで参りたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。あらかじめ給水できるところがわかっているウォーキングの時とかジョギングされている方なども途中で気軽に給水できるようなことになるのかなと思いますので、ぜひ町内に設置していただければいいなと思います。よろしくお願いします。

次5つ目、最後の質問になりますが、外国人の日本語教育についてということで。当町は年々外国人が増えていまして人口比で1%を超えています。また、今後は先ほどもお話したようにラピダスの進出によって今後多くの人

口流動があるのかなと思います。安平町も人口増加が見込まれるところであって、労働力も必然的に外国人に頼るところが大きくなっていくのではないかなと思いますと、外国人に逆に選ばれる町にならないのかなという考え方もできるのかなと思います。そういったことで生活者としての外国人のための日本語教育事業についての取り組みについて伺いたいと思います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 生活者としての外国人のための日本語教育事業の取り組みについてですが、全国規模で考えるとその事業実施についての必要性については認識しているところですが、安平町における状況を考えますと外国人住民数、出身国の多様化という状況の中で事業を実施することは難しいものと考えています。このことから外国人労働者として受け入れている企業において日本語教育を実施していただきたいと考えていますが、実際に町内の企業においても関係事業組合と連携し実施しているところもあると聞いていますので、引き続き積極的に行っていただきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私も町内の企業がどんな取り組みをしているか把握していませんが、わが国の少子高齢化と人口減少が進んでいる中で働き手とか地域の担い手として外国人に対する期待が高まり、日本で暮らす外国人にとって最大の不安というのは言葉の壁を克服するための環境整備というところが喫緊の課題ではないかと思います。日本語教育の質の向上というのは誰一人取り残さない社会の実現にとって重要であると思います。文化庁から生活者としての外国人のための日本語教室、空白地域解消推進事業というものがあって、ちなみにこの空白地域というのは今全国で877、これは令和3年度のデータですが、877の空白地域があると。全国で、自治体で言うと1740ぐらいあるので約半数がこの日本語教室をできていない空白地域に当たるようです。ただ、そういったところを鑑みて文化庁でも予算を付けて、1億数千万付けてアドバイザー派遣の支援とか専門家チームによるサポートとか、日本語教室の開設を安定的にできるように支援する仕組みもできていて、もう何年かやっているようです。そういったところを教材として取り組んでみてはどうかかなと思います。対応言語についても動画とか教材を持っていて17言語を扱っているようです。生活者としての外国人のための日本語教育事業についての取り組みについて、そういったところも含めて今後再検討していただ

ないかなと思いますけどいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 昨日ホームページで外国にお住まいの方がごみの分別だったり、そういったところをPDFファイルで載せているということで、それをテキストファイル、それは多言語化になって100か国語ぐらいに、言語に対応している。そういったものにできないかとのご質問をいただいて、昨日答弁させていただいたところです。今も確認しましたが事務報告の7ページにも16か国から87名の方が令和4年度末で安平町にお住まいになっている。英語圏でも例えばオーストラリアですとかアメリカ、イギリスそういったところの国だけではなく幅広にモンゴルですとかベトナム、ペルー、ミャンマー、韓国、中国、フランス含めて本当に多言語なので、その人数が1人であったり4人、6人とか言語ごとに全員が受けていただいたとしてもすごい少ないのです。ですから安平町の規模で何か日本語学校ということで例えば英語だけということでは可能性はないとは言えませんが、そういった塾はこの近隣でも千歳、苫小牧にもあるわけですね。ですから先ほど工藤議員がおっしゃられたような17か国に対応した日本語の、これはオンラインですよ、デジタルを活用した中での取り組みが、これは国であったりまさしく北海道も広域の市町村を支えていく立場にあらうかと思っておりますので、広域的な枠組みの中でデジタル化であれば安平町だけでなく道内の179市町村が全て活用しようと思ったらできるわけですから。そういったところでの例えば要望であったり、意見を言う場があればそういったところを活用しながらその考え方を広めていければなと思っておりますし、安平町独自としても先ほどから申し上げているデジタルDXの推進計画の中で様々これから検討していきますし、株式会社電通北海道さん、電通国際情報センター様とも今回行政報告しましたとおりに我々だけではなかなか難しい課題、こういったものを見を含めてご助言、アドバイスいただけるということですので、そういった所にもご相談させていただきながらこういった問題にも、これだけでは多分ないと思っております、外国の方が来て暮らしぶらいところは様々あらうかと思っておりますので、今後安平町にとってはこの学校から来て、住んで、そして働いていただける方がいかに住みやすい町として選んでいただけるかということも重要なことだろうと思っておりますので、なかなかこれまでそういった観点からの施策というのは実施してきませんでしたから、これからそういった観点も含めて取り入れて参りたいなど、考え方として取り入れてまいりたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） 答弁ありがとうございます。少子高齢化、人口減少に直面する日本にとって働き手の確保は急務であり外国人材の受け入れ拡大というのは避けて通れないところだと思います。国際的な人材獲得競争が激しくなる中で日本語教室があることで安心感であったり地域住民との繋がりが広がるのではないかと考えますので、どうかこの辺のところも考慮しながら日本語教室開催、開いていけるように取り組んでいただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（多田政拓君） 以上で1番、工藤秀一議員の一般質問を終わります。
次に3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告No.7 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。令和5年度の追分高校の入学者数は16名と聞いています。道立追分高校の存続に向けて予断が許されない現状になりつつあります。私は安平町における高等学校教育の必要性を安平町教育委員会の責任において、早急にプロジェクトマネージャーを交えて小中学校教職員、保護者、児童生徒ともに町民全体で議論をしなければならないと思っ

て質問をしております。
質問1つ目、安平町教育委員会は高等学校教育は道立追分高校の存続であり、それ以外での高等学校教育の選択を視野に入れているのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） これまでどおりの存続を前提にした対策を進めていることが回答となりますが、今回のご質問が追分高校が道立から外れた場合を想定しているかのご質問であれば、今後町長のお考えや存続支援協議会の協議を進めていく案件になろうかと思っています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） その前に確認をしたいのですけれども、安平町の教育行政を司っている責任者は種田教育長ということによろしいですね。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） はい。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今次長の方から今までどおりということになると、私は教育委員会としては令和6年度の追分高校の入学生徒数20名確保できるという判断の中で進めているということで認識をしてよろしいですか。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 極めて難しいと思います、率直に言えばですね。ただ、20人の確保に向けては全力で取り組んで参りたいと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 難しいという言葉について極めて残念であり、無責任な発言だなと思っています。まさに高等学校教育は総合計画の方針、子育て教育の重要柱であります。その中で高等学校教育の場が無くなるということは極めてわが町にとって重要な課題であり、いとも簡単にこのような回答が出るということは非常に残念ではありますが、先ほど次長が言われたとおり私は町長に聞くだとか、他のところに言いましたね、聞くとかって言いましたけど、そうではなくて教育委員会として安平町の教育行政を司っている全体として、責任者としてどうしていくのかということを確認しなければならぬというのが決意をしっかりと私は述べていただきましたかと思えます。そんな意味では私はちょっと残念かなと思います。

それで今の教育長の答弁でいくと仕方ないと。来年20切ったら道教委の再編整備を受けざるを得ないんだと。だから皆さん、あびらチャンネルを見ている町民の皆さん、議員の皆さん、それで満足してくれということなのか。そうではなくて何が何でもしっかりと20名を確保していくんだという全

く決意も見えてこないのです。そこ辺りもう一回聞きたい、教育長。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） ちょっと誤解を与えるような回答だったのかもしれませんが、私が先ほど極めて厳しいという言い方をしたのは胆振東学区もしくは追分高等学校への進学の実績として千歳市、恵庭市辺りが比較的多人数来ているわけですが、その学区における中卒者数の減少というのがやっぱり明確なわけです。それからもう1つ言えるのは3月30日に策定されたこれからの高校づくりに関する指針の中でも明確に述べられていますが、中卒者の進学の希望の多様化というのが明らかでありまして、例えば全日制とか定時制の他にも通信制がもちろんありますが、今回例えば追分高校の2年生のお子さんがもともと13人昨年度入学したわけですが現在9人まで減っています。そのお子さん方が単に中退しているとかではなく他の高校を求めて転出しているようなお子さんもいらっしゃいます。その中には通信制の高校、今道立で唯一有朋高校がありますが、例えば有朋高校の方に転学するような状況も見られていますので、やはりそういう子どもたちの進路希望の多様化というのが非常に大きいのかなと思っています。ただし、これまでも私が今教育長になってから追分高校の校長先生方今3人目の校長先生になっていますが、設置者の違いに配慮しつつも安平町に高等教育の学校を残すことの意義の重要性については私自身十分認識しています、考えておりますので、そのことを理解していただきながら校長先生の意見も聞きつつ、今生徒数の確保というのがたまたま一つの条件になっていますが、町からの色々な支援はもちろんそうなのですが、それ以外にも高校の魅力化を高めないと子どもたちが入学して来ないということを考えると、その魅力化を高めるためのソフト的な部分での支援についてもきちんとしていきたいと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは今教育長が述べられた面ですが、これ2番目の中でもうちょっと深掘りして質問していきたいと思いますが、この私の認識のなかでは平成30年にこれからの高校づくりに関する指針が出ましたね。それが4年近くになって去年その4年間の検証結果を昨年2月に発表し、そして4月に地区別討議協議会を開催し、東胆振は4月18日に行われていましてね。そんな中で、そしてその後6月7日にいわゆる令和5年から7年度の学校配置計画が提起をされてきています。この流れについて教育委員会はいっつ把握しましたか。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） まず先ほど指針が平成30年というお話がありましたが、新たな高校教育に関する指針というのが初めて出来たのは平成18年8月に策定されています。それが改定されて平成30年の3月に2度目のものとして今小笠原議員がおっしゃられたこれからの高校づくりに関する指針というものが、今回2回目の改定ということで3月30日に改定版が出されました。

私がこの指針は確かに若干内容が改定されていますが、地域連携特例校という元々地域キャンパス校、それから地域連携特例校、指針の改定とともに呼び方が変わってきていますが今回の改定で地域連携校となりましたが、地域連携校ではない追分高校の場合は1学年1学級の学校ですから2年連続20人未満となった場合は再編整備の対象となるということ自体は以前の指針から変わっていませんでしたので、当然令和4年度入試の際に入学者が20人未満となった時に来年度20人未満となった場合には再編整備の対象となる可能性が非常に高いことが当然懸念されましたので、高校教育課とも色々と情報交流させていただきながら追分高校の学校に対する町としての評価も含めてお伝えしながら何とか存続に向けて理解をいただきたいお話はさせていただきました。具体的には昨年の7月上旬に行われた第1回地域別検討協議会、第2回だったかな、ちょっとお待ちください、すみません。

(理事者側協議)

○教育長（種田直章君） 申し訳ありません。令和4年の7月8日に第2回胆振東学区公立高等学校配置計画第2回地域別検討協議会が行われているのですが、この際に当初コロナの影響もあってオンラインでもいいですし対面でもいいですよという形で行われたのですが、私は石若校長先生の方に確認したところオンラインで参加しますということでしたので、では私もそうさせていただきますということでオンラインで当初出る予定だったのですが、高校教育課の課長の方からぜひ教育長と話したいことがあるのですってことで苫小牧の教育福祉センターの方に出向いて会議の1時間ほど前に向こうに行って、その際に胆振教育局の局長とか高校教育課の他の職員も同席する中で私の方に2年連続20人未満となった場合には、というお話が具体的になされたのが昨年7月の段階だということです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） あの教育長、私が聞いているのはいつ知ったかということですから前段いいです、時間なくなるから。それで私はその7月に教育長が把握したということですから、もう1回私の認識では、いわゆる去年の6月7日に発表された配置計画は令和5年度から7年度の3年間において地域連携特例校等以外の1学年1学級の高校が地域連携特例校等の再編整備の取り扱い、いわゆる第1学年の在籍数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合と同様の在籍状況になる場合は再編整備が必要と掲載されているのですね。それで私は追分高校が極めて難しくなってきたのは、令和5年度の入学者数が16名ということに今現在なっていますから最大の山場というのは来年の6年度の生徒が20名のボーダーラインに行くか行かないかが肝心な部分だろうということで、このような理解で一致できますね。

〔種田教育長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育長。
○教育長（種田直章君） 全くそのとおりです。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） それで私はこのことが、いわゆる私は去年の8月に北海道教職員組合から資料が添付をされまして、9月議会においてこれからの高校づくりに関する指針を見直す意見書を出してくれということで9月議会において議員の皆様の賛同を得て可決をしていただきました。その意味、4月以降いわゆる教育委員会が全然動きが全く見えていないのです。見えてきたのは5年度に入って存続支援協議会が開催されたと全員協議会で説明をされてきたのですね、先日の全員協議会で。私はなぜ22年からの5年間の配置計画に含めて出た時に速やかに、速やかにですよ町民や小中学校の教職員あるいは児童生徒保護者に対して追分高校の存続は予断を許さない現状になっていますよっていうことを、まさに提起をしていないのですね。なぜ今年5月まで黙っていたのか。いち早くやはり現状を知らせるべきではなかったかと思いますが、その点いかがですか。

〔種田教育長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育長。
○教育長（種田直章君） 今、全く触れて来なかったのではないかと。例えばそれが保護者に対してとか学校に対してとか町民に対しての部分では確かにきちんと手厚くやってきたかと指摘されたら反省すべき点はあるのかなと思います。

ますが、例えば定例校長会議においての冒頭のあいさつとか教頭会議においてのあいさつであるとか、実際に学校教育グループの中でもそういう情報については共有してきましたし、当然去年の7月8日の時点で初めてそういうことを道教委から言われたと言っていました、もうその時点では例えば学校給食の導入であるとか色々と対策を講じていたわけで、昨年7月中には追分高校での学校給食に向けてのアンケート調査をしたりとかですね色々な対策を講じてきたことは間違いありませんので、なかなか皆さんに伝わってなかったことに関していえば反省点かなと思いますが、対策そのものについては非常に危機感を持って講じてきた経過はあります。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長ね、内部だけの話したってダメなんだって。しっかりと町民にきちんと伝えないとダメなんだって。そんな限られた部分で話したって良いものは出ないですよ。方針の中に町民の情勢の気運を高めるって総合計画の中に謳っているのですよあなた方は。それでそんな意味では我々議会にも昨年の9月28日、今年の1月16日、2月27日の全員協議会においても説明は無かったです。

それで聞きたいのですが、いわゆる未来創生委員会で道教委の公立高校配置計画での追分高校の置かれている現状を説明され、提起をされてきましたか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） その案件的にはそこでは多分出されてはいないと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうです、私聞いてないって。載ってない。載ってないで総合計画を作っているのですよ。総合計画を作って我々に配布している。まさに肝心なところを未来創生委員会で議論しないで総合計画後期の中に載せていると。本当にやる気があるのかなと思って極めて残念でなりません。

それでは2番目の質問に入ります。早来学園、追分中学校、令和6年7年3月の卒業予定者数をお聞きします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和5年5月末日現在の生徒数をもとにお答えします。令和6年3月の卒業予定者数は早来学園が32人、追分中学校が20人の見込みです。令和7年3月の卒業予定者数は早来学園が46人、追分中学校が19人の見込みです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） はい、どうもありがとうございます。それでは3番目に入ります。公立高等学校配置計画では令和5年6年、私は7年度まで余裕が、伸びしろがあるのかなと思っているのですが、追分高校1学年1学級在籍生徒数20名を確保しなければ再編整備の検討の俎上に上がるというふうに、道教委が各市町村におかれた経過報告含めた計画案の概要の中に載せられています。これは教育長持っていると思います、来ていると思います。それで生徒数確保に向けてどのような対策を講じていくのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議員のご説明のとおり2年連続で既に20人を切っていることを阻止するために追分高校の考えに町の追加策を合わせて道教委に提示し判断を仰いだ経過があります。5月23日に行われた道庁内での協議において安平町の追分高校に対する支援内容や追分高校の取り組み内容等について一定の評価をいただいたことから、今回1年間の様子を見ていただけることとなった旨が5月24日に高校教育課から連絡を受けています。内容は就学費補助や通学費補助、資格取得に対する補助や大会出場の補助、外国語指導助士の派遣や学社融合事業などの学習面での支援のほか、高校では個人整備の情報機器端末の支給などを全生徒に拡充することや希望者への学校給食の提供も本年度から実施していることなど既に本年度から強化した対策をあげ、更に来年度以降は推薦入学者選抜の選定を行って道外からの出願者の受け入れを行うために町内の宿泊施設に協力をしていただく具体策も含めて生徒数の確保策に理解を得たものです。しかし来年度、令和6年度の第1学年が令和6年5月1日現在で20人未満となった場合は令和8年度募集停止となる可能性が高くなると考えられます。逆に21人以上が確保できた場合は一旦再編整備の対象校から外れ再び様子見となる見込みです。生徒数確保に向けての具体策については、何より多くの中学生から志望校として魅力が感じら

れる高校であることが前提となることから、追分高校としての魅力化としての考え方に耳を傾け、町として支援に繋げていくことが肝要であると考えています。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 小笠原議員さんのご認識で1点誤りがありますのでご指摘させていただきますけれども、令和5年度から7年度の公立高等学校の配置計画については昨年9月の段階で決まっていますので、今話題になるのは令和6年度から8年度の部分になります。令和6年度から8年度については先ほど議員さんもおっしゃられたとおり6月6日の段階で示されていますので、これが9月の段階で決定となります。公立高等学校の配置計画については向こう3年間については決定、その後4年間についての見通しというのが毎年示されるということでご認識いただければと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 認識しています。それで私が聞いているのは対策ではないのです。対応策なのです。対策と対応策は違いますね。それを聞いているのですよ私。私が聞いているのは対応策を聞いているのですよ。対策は、これは全員協議会で聞いています、十分。対策について。けれども対策ではなくて、もう既に対応策について具体的に提示しなければならない時期にきているのですね。それが先ほど教育長も情勢的な部分では大変厳しいということになっていますから。それを対応策を聞いているのですよ。だから今次長が言っているのは対策だけであって、具体的な対応策をどうしていくのかを述べてください。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 対策と対応策という言葉の意味についてのご認識、もしかしたら私と違うかもしれませんので、私の回答が的を射たものになるかどうかはわかりませんが、まず実際に先ほどの次長の説明にもありましたが、推薦制度を導入することによって道外からの受け入れということで町内のホテルの方をお願いして下宿代わりの役割として2部屋の確保をしました。ただ、実際に公立高校の願書の提出というのは今年の12月になります。ですから高校側がそれを、人数をきちんと把握できる時期というのは年明けの1月

になりますので、その時点にならないと果たして実際に推薦の申し込みがあったかどうかの数字を把握することができません。ただ、その時期から実際に3月末までの間に受け入れをしていただく例えばホテルさんの方で必要な施設設備の部分での改修とかも含めて町として支援しなければならないのだろうなどは思いますので、当然その辺りについての予算化についてのご理解をいただくための議会に上程させていただくような場面は出てくるかと思えますけれども、ただ、今の段階ではそういう具体的な対応策というのを先ほど言ったタイムスケジュール上できるような状況ではないのかなと。もしできることがあるとすれば当然PRの部分についてと、それから11月末から12月上旬かけて行われる、中学校において行われる三者懇談に向けて毎年いつもだったら私と学校教育グループ1名と追分高校の教頭先生で回っているのですが、去年は校長先生自ら回っていただいたのですが、その回数を増やしましょうという話を校長先生ともしていますので、そういうことが具体的な対応策になるのかなと思います。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） えっとあの、
- 3番（小笠原直治君） いいんだ町長、教育委員会に聞いているんだから町長の番は最後にして。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 町長申し訳ないですね。私教育委員会の考え方をただしているものですから。

それで私は対策と対応策、言葉の遊びをしたくはありませんが全く違います。それは種田教育長は先生やってきましたから、対策と対応策の違いというのは十分わかっていると思います。だから私は対応策は無いんだと。具体的にはいみじくも教育長なかなか対応策については見えてきていないと。先ほどホテルの関係あったのですが、ホテルは対策で用意しているだけであって、来てくれることをどうするのかを聞いているのです。それが対応策ですよ。来てもらうっていうこと。そういうことを聞いているのでそれ以上言葉の解釈についてはしませんが、私の一番の対応策はいわゆる早来学園、追分中学校を卒業される生徒並びに保護者の皆さんにご理解をいただいて地元の追分高校へ進学してもらうことがまさに一番の対応策だと思っているのですが、その点いかがですか。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） もちろん追分高校の魅力について伝えていく努力はどこの学校に対してもしていきたいと思っています。ですから追分高校に入ってから、例えば中学時代になかなか学校に行けなかったお子さんが本当に卒業式で皆勤賞、精勤賞を貰ってにこやかに卒業していくあの姿を見た時に追分高校の存続の意味は高いと思っています、個人的にはそうと思っています。但し、これは保護者として自分が実際に保護者だった場合であっても、それから学校の教員であった場合であってもやはり子どもが行きたい、ここの学校でこういうことをやってみたいという目標を実現させてやるために努力するのが我々大人の役割だろうと思っていますから、何がなんでも追分高校に行きなさいということは言えません。もう一つすごく大きな実態は、私も追分小学校で校長やってきた関係でわかりますけれども、どの学校も1学年1クラスしかない状況で、狭い人間関係の中でもっと広い人間関係を求めているお子さんが少なからずいるということがわかっていました。ですから追分小学校を卒業した後、追分中学校に行かずに例えば登別の明日中等教育学校を選ぶとか立命館慶祥を選ぶとかそういう選択があったのも十分理解していました。実際に今高校生になっているお子さんにどうして追分高校を選ばなかったのと率直に私は質問したことがあります、その時に広い人間関係の中でということとを本人が言っていましたし、例えばやりたい部活動とかそういうことが子どもたちの世代にとっては一番大きな理由なのかなと思っています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長の今の言い方をすれば全てがはまって、生徒が少なくなるなら小学校も中学校も要らないってことなのですよ。今の現状でいけばですよ。追分の地区の実態を見た時にクラブ活動も満足にできない実態を見たら要らない。そういう問題ではないのですよ、私が言っているのは。そういう通り一遍的な学者的な発想ではなくて、あなたは安平町の教育長ですよ。そのことを踏まえて十分議論をしていただきたいと思いますけれども。私もう一回聞きます。なぜ追分高校が進学、普通科を選択することが生徒や保護者から、いみじくも教育長が言いましたね、教職員から理解を得られなかった理由について分析をしていますか。先ほどちらっと言いましたけれども、生徒数が少ないからという理由もありますけど、それ以外に何かありますか。分析していますか。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 今までも折に触れて、例えば校長会議や何かの中でも話をさせていただきましたが、令和2年度から皆さんご存知のとおり私立高校が事実的に無償化されたことが大きいかなと思います。ですから一昨年度だったかなと思いますが追分中学校から実際に追分高校5人受けました。ところが実際追分高校に入学したお子さんは2人だけでした。残り3人のうちの2人は近隣の町の私立を選びました。ですからやはりそういう子どもたちが少しでも広い人間関係を求めているということは非常によく理解できましたし、あとは札幌の南区にある北海道文教大学明清高校が今北海道文教大学付属高等学校と名称を変えましたが、恵庭地区に入ってきたということが比較的恵庭から追分高校への進学が高いと考えた時に少なからず影響があったのかなと捉えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長の話聞いていたら要らないってね、追分高校の任務は終わったという考え方であって、そんなのわかっているのです皆。現状は。しかし、安平町みたく高等学校を教育する場を残していかなければならないという中でどうやって知恵を出していくのかっていうので今やっているのですよ。それ教育長が言っているのは先ほど言った学者的な状況的な判断で言えばそのとおりですよ、流れて行っているのは。そうではないのです。そのことをしっかりと認識して、それを言っちゃおしまいよ。皆そんなこと言ったらそうなるのだから。そうではなくて私は今道教委が出しているのですが、進学したいさせたい学科、普通科をですね、追分高校は普通科ですが平成28年の意識調査では普通科に行きたいという生徒は58.9%、保護者55.2%だったのですが、令和3年の調査では生徒が68.8%、保護者が76.7%になっていると報告をされていますね。いわゆる職業高校よりも普通高校に進学意向が高まってきているのですね。それを見た時に私は追分高校としても十分対応策を明示することに十分理解を得られると私は考えているのです。私なりになぜ追分高校を牽引していくのだろうかと思っているのは、追分高校に通ってもその後の進路選択、目指す大学、専門学校への幅が狭まるとの思いがあるため、生徒保護者、教職員は追分高校進学ではなく、他の高校への進学を勧めているのではないかと考えているのです。私は生徒が地元追分高校においても自らの可能性を最大限に伸ばしていくことができる多様で質の高い教育を提供するため、大学希望等に対する対応した教材、科目、教育内容の充実を図るため、教育委員会が追分高校に対して区別授業の導入

あるいは常勤・非常勤講師を配置し、徹底した大学進学への道筋を明確にし、提示をし、追分高校でもきちんと皆さん方の将来の進学に向けて十分な体制を整えていくということを私はしっかりと保護者生徒に伝えるべきだと思います。そうすることによって、それならわざわざ通学時間をかけて通学費のお金を払っていくよりは時間がありますから、その中でしっかりと勉強をすれば追分高校でも十分目指す大学、専門等に含めて勝負になるという学校だなということを皆さんに知ってもらって、そういう体制を整えるが必要ではないのですか教育長。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 今私の頭の中はちょっと整理しなければならないという部分があって、ちょっと思いつくままにお話をまずさせていただきますが、冒頭申し上げたとおり、今までの歴代の校長先生とは町の考え方はきちんと共有しているという認識はあります。ですから安平町は何とか追分高校を道立高校として残していきたい。そうなった場合には当然単に人数の確保ということではなくて魅力的な学校の魅力化、活力化を図っていく必要があるということがすごく重要なところで、これは歴代の指針の中にも道教委がきちんと示していることですよ。ですから当然高校の魅力化に向けての動きは我々も考えています。ただ、何度も言いますが設置者の違いというのがあって、これ高校の校長先生が責任を持って教育課程の編成をしていかなければならない立場であって、設置者の違う町が今おっしゃられたような教育課程の編成や実施にまで足を踏み込んでいけるかということ、なかなかそれは難しいことはご理解いただきたいと思います。

それで、これは北海道内の全ての公立高校が道教委のこの指針の中にも載っていますが、スクールポリシーというものをきちんと明確に示しなさいと。ですから追分高校のホームページを読んだ時に追分高校のスクールポリシー、これは道立高校であれば必ず3点について書かなければならないのですが、育成を目指す資質能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針というのを示さなければなりません。今回ホームページに載っている、追分高校がホームページで掲載している内容と道教委がホームページに載っている内容の一部違いがあるなということに私は気付いたのですが、その中で入学者の受け入れに関する方針の中で高校のホームページの方には目標達成のため努力する生徒としか書かれていないのですが、道教委の方には地域とともに育つ態度を身につけ、社会に貢献する社会人を目指し、目標達成のために努力する生徒と書かれていましたので、決して先ほど普通科を希望する数値については指針の6ページに書かれていますので私も認識していましたが、進学だけを目指すわけではなくて、

就職のこともきちんと念頭に置きながら色々な思いを持って人数は少ないとは言え一人一人のお子さんが目標を持って追分高校に来ているという認識はありますので、実際に安平町誘致企業会の方の就労支援懇話会がまた今月下旬にあります、そこでの子どもたちのキャリア教育もきちんと進められていますし、それから実際に今4年生になりましたが小樽商科大学に進んだお子さんがいましたが、高校の先生方は、要はわかりやすく言うと学力トップの子と最下位の子のどこにまず視点を置いて授業を進めなければならないか。その一方で放課後や何かの指導も含めて子どもたちの例えば公立の大学、国立の大学に行きたいというお子さんに寄り添うために時間外のことも含めて子どもたちの個別の支援をしていただいていることも私はきちんと把握していますので、そういう部分については追分高校さんの方はきちんとした形で努力していただいていると思っています。それからちょっと長くなって申し訳ないのですが、いや、ごめんなさい。いいです、ここまでにしておきます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長述べているけれども、したら何で来ないんだということになるでしょ。こんなことやっています、こうしていますって。したら何で来ないんだと。地元の子が来ないんだと。欠陥があるのですよ。なぜ来ないんだと。それで私はいみじくも言いましたね、道教委が令和2年12月に地域創生の観点からも地域と連携協働し、生徒から選ばれる魅力ある高校づくりを推進する必要があると考え、地域創生に向けた高校魅力化の手引き、高校と地域連携協働を進めるためにを作成して、恐らく各市町村に配られていますね。その中で先ほど道と町の違いがあつてなかなかと一種のエリアがあるみたいな教育長言っていますけれども、道教委はそんなこと言っていないよ。基本的には、法律的には1学級40人ですから。法律で決まっている生徒は。しかし道教委は北海道という広い範囲、人口密度が広いところで散らばっている中でいわゆる20名の確保を道教委はラインを引きましたね。だから20名1学級、小規模校60になりますね3年間合わせたら。60人はしっかりとその地域で小規模校を生き延びるためにしっかりとその対策を地域と連携してやってくださいねって言われていますね。書いていますね手引きに。それは理解できますね。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） もちろんそれは存じ上げています。あと地域連携特例

校に関して言うと10名というのが基準になっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 地域連携校が追分高校になるかならないかはなかなか判断が難しいところが、どういうふうになるのかね、難しいだろうと思います。それは厚真や穂別含めて道教委の判断の中でやるわけですけれども、地域特例校をしたからとかではなくて、地域特例校でも20ということがきちんと謳われているのです。そんな意味ではしっかりと私は必ずこの来年度確保していくってことはやらなければ全く追分高校が無くなり、安平町から高等学校教育が無くなると、もう寸前に来ているのですよ。そのことを十分理解をして、私は教育委員会が選ばれるためにどのようなことを提示していますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私が先ほどご質問に応じてお話された取り組みの中で今小笠原さんがおっしゃられたようなその先の進路についてもということもお話されております。今実際に町が支援として行っている対策のほかには結構大学との推薦枠とか直接入学枠とかいうのも含めていますし、今年1名栗山の福祉の学校に町の町村推薦枠というものも使って将来直接介護を目指す方への枠があるだとか、今本当に小笠原議員がお話されたようにその先の進路もあるのですよということもPRの中には含めて進めていく対応はさせていただいています。ただ、協議会とかでもお話とかご意見でもあったのですが、やはりPR不足の部分は多少あったのかなということがあって、今後、今教育長がお話されたような近隣市町へのPRの際にもそういった点も含めて選んでいただけるような素材がある学校ですよということは訴えていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） いいですか。一言言わせてください。全体の中でこの追分高校の存続問題というのは、私も教育次長時代に豊島教育長とこれが最重要課題だということ取り組んできたものでありまして、それは平成24年10月に北海道追分高等学校存続支援協議会、これを立ち上げて私今町長ですから町長が会長としてこの協議会も開かせていただいています。今ずっと議

員と教育長とやりとりをした経過も踏まえていますが、歴史的なことでいきますと当然町内の両中学校から、なんせ先ほど小笠原議員が言われたように20名を確保するというのをずっと目指してきたのですが、少子化であったりそういったことで、これ安平だけではなく全国的に少子化もあって色んな形で高校の適正配置が進んできながら最終的には追高も2間口から1間口になってしまった。それも人数が減少傾向。中学校の生徒が少なくなってきたという背景もあります。また、親御さんの考え方も便利な町なものですから空知圏だったり石狩圏、更にはこの東胆振学区も含めて通学できてしまうというそういったこと。また、学力の偏差値の問題もありますから、色んなことで追分高校を選択したいお子さんはきちんと選択していただいた経過はありますが、今絶対数が少ないというところが一つ大きな課題があります。

今まで町内と町外で差をつけて支援をしてきた、これ経済的な支援です。ですからJRの利用促進も兼ねてですが、町で運行していたバスを廃止してJRの定期券を今回から町外の生徒にも拡大した。先ほどタブレット端末、勉強で使うものも町内の中学生だけでなく町外の中学生にも対応して追高に来たらそこは町内外関係なく支援をしていきますよと。学校給食も今回の安平、遠浅の統廃合によって余力ができた。そういったことで給食センターにも相談をしながら、選択ですがやってきた。そういった形で外堀がこういった形で来ている。今永桶次長が説明したとおり福祉の専門家ではないですが、福祉の町という歴史もあったり、追分早来含めて安平地区も含めて福祉施設が充実してきているけれども介護人材がいない。外国の話も出ていました。ここをきちんと追分高校から栗山の協定を結んで福祉専門学校に入学をして、まさしくそこの代表になって入学式も私も呼ばれて出席をしてきました。卒業後資格を取って安平に戻ってきてくれるといった結果は出てきているわけですね。私は5月31日に北海道教育長の倉本教育長のところに行ってきました一人で。これは安平町の今の取り組みの現状を説明してきました。ラピダスの話もしてきました。絶対数が安平だけでなく、この苫小牧、千歳、恵庭の人口が増える、当然高校入学の対象者も増えていく。ですからそこで数パーセント増えれば当然今20名ギリギリ、今のラピダス関係ない推計でいっても入学者令和6年度で19人、令和7年で20、令和8で19。18、18、19と若干20名切るのですが1名2名上乗せは当然可能であると認識して、先ほど申し上げた様々な対応策、対応というところの違いはあるかもしれませんが、こういったことをずっとやってきています。ですから、これから人口減少がずっと続く過程での19、18の人数ですから。今安平町は社会人口増、人口も今減少がストップしている状況も道教委のトップに伝えてきましたし、当然そこには担当の課長さんたちも同席した中で説明をしてきましたので、来年の入学者数20名を何とかクリアするというのが絶対条件ですから、そこをこの追分高校存続協議会を中心としながら、ここは学校の先生だけでなく地域の企業誘致会の方であったりPTAの代表だったり、そういった方たち皆は

いってオールでやっていますので、当然教育委員会所管の教育行政ですが、これはまちづくりの観点からも追分高校無くなったら困ります。そういった声はずっと歴史的にあるわけですから、きちんと受け止めて町としても対応していきたい、これは教育委員会と連携をとってやっていきたいということです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 町長が長年携わってきたということは十分理解をしているので待ってくださいと言っただけであって、私はやってきたことはわかっているのです。この間教育委員会も含めて一生懸命やってきたというのは理解しているのです。しかしその理解、やってきている中身は果たして本当に町民、特に該当する保護者の皆さん方に理解をされているのだろうかということを考えなければならないだろうと思っているのです。

それでやってきた結果について永桶次長も教育長も述べられています。確かに成果としては上がっている。でも道教委が言っているのは、ある面では20名のラインを突き付けられているという現状を見た時に、私はどうしてもこの20名のラインを保たなければならないとなった時に、一番手っ取り早いのは何かと言えば地元の早来学園、追分中学校から何とかして3割、これ総合計画の目標値にもありますね、3割を行ってもらえれば20名を保つ、できるということに私は思っているのですね。さっき町長がいみじくも言ったように道教委としてもラインは20名にしているけれども、それぞれの地域の特徴の中に来た時には、はい、バスッという、私はことではないと思っています、それなりの私は伸びしろを持っているだろうと。それは町長の政治力にかかっているだろうと思えますけれども、そんな意味で私はもっとしっかりと魅力と言えるものを教育委員会が率先して、こんなこと言ったら極めて追分の校長先生に申し訳ないですが先生方転勤していくのです。教育委員会がしっかりと追分高校にやらせるのです。明確な部分を提示してやらしてここまでやるからどうだと。色んなメニューを出して地元の生徒に提示することが極めて今重要なことだろうと思っています。

それで私これどうかなと思っているのですが、お金がっていうのが町長私苦しいのですが入学金、奨励金制度ということで追分高校に入ってもらったら、ちょっと言いづらいのですが保護者の皆さんに奨励金を渡しますよということも一つに。返事は要らないですよ、頭の中に入れていってほしいなと思っています。

それでは4番目に入ります。教育委員会として私は地域プロジェクトマネージャーと連携強化してしっかりと追分の教育の課題は何なのかという、当面喫緊の課題というのは追分高校高等教育の場を無くさないというのが安平

町の課題ですから、十分連携をとりながらそれぞれの課題、プロジェクトマネージャーの方は色々な課題に精通していると思いますから。そのような課題をいわゆる早来学園、追中の生徒、保護者、教職員からそのような課題を吸い上げて、その取り組みをしっかりと行いながら関係者間を調整して橋渡しを起こしながら何とか成果を上げて追分高校を存続に向けてやるべきではないかと思うのですが、その点いかがですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これまで色々やりとりしましたので、まとめのような発言なると思うのですが、私たち教育の観点では高等学校は義務教育で学んだことを基礎に心身の発達や進路に応じて生徒が更に高度な普通教育や専門教育を受ける場所として設置されていて、大学等も同様の役割と思っています。追分高校は町内にありますが設置者が違う学校です。本町は設置者の違いはあれど魅力のある教育を以前より行っていただくための支援を行い、存続を目指していますが、普通高校は管内にも多くの学校があることや特徴の一つの学社融合による事業は義務教育段階でも行っている部分ですので、町内の生徒には魅力として映りにくい部分があり、生徒数の減少も進む中では高校の選択肢も通学の利便性により管内の高校や私立にまで進路先とする生徒が増えています。初めにご提案いただいた保護者や学校の教職員にご意見をいただいても、管内の普通高校としての役割や位置づけはすぐには変わらず、他町の事例のように中高一貫教育を整えても進路先を町内の追分高校にする要件にはならないと思います。それでも支援を続けることの意味があり、町内含め管内外の市町からの生徒に進路先として選んでいただく要素となる魅力的な支援策をもっと町内外の中学校に向けて発信することは重要ですが、もう1点ご提案いただきました地域プロジェクトマネージャーの活用については義務教育制度とは根本的に違いますので、町立の学校環境全般の改善、特に地域学校協働本部の立ち上げに向けた動きが主たる任務であり、各校のコミュニティスクールとの関わりの中で間接的な役割を担うことは出てくる可能性はありますが、追分高校存続のための具体策を主たる任務とする予定は今のところ考えていません。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） また最後になるとまた全然元気の出なくなるような回答を貰ってですね。教育委員会が言っているのは支援をすればいいんだと。我々の仕事は支援なんだと。じゃないのですよ。結果を出さなければなら

いのですよ。結果を。支援したって来なかったら結果が出るのですから。私が求めているのは結果を求めているのですよ。そのことだけ十分頭の中に入れてやってください。支援する。なぜ集まらなかったのか。もう一回フィードバックして戻しながら考えて、更なる対応策をきちんと教育委員会で提示をしてもらいたいと思います。

それで地域プロジェクトマネージャーは安平町の子育て、教育ってということで総務省のプロジェクトマネージャー導入を入れたわけですよ。教育で今喫緊の課題は高等教育学校の場合が無くなる、迫って来ているのが最大の課題なのです。それ認識ずっとしてきたでしょ今まで。そのためにもいわゆる優秀なプロジェクトマネージャーの知恵を借りて、彼の人脈を含めてやってもらわなければ意味無いじゃないですか。採用条件にちゃんと教育行政をしっかりとわかっている方を採用したと、あんた方言っていますね。彼もわかっているはずですよ。そうすると彼の力を借りて何とか来年に向けて、まあ色々な仕事があると思いますよ。でも今、来年に向けて高校の入学って12月ですか、第1回目模索する。今はわかりませんが。第1回目とか2回目とか、12月だね。12月に向けてこれきちんと働いてもらうのがいわゆるプロジェクトマネージャーが今、目に見えてやっているってことが町民にわかるのですね。実態論として今何しているかわからないですよ。広報あびらに載っていますけれども地域活動協働本部、これ地域プロジェクトマネージャーの仕事ではないと何回も教育長とやり合いましたね。これ教育委員会の仕事なのです。平成30年に社会教育法が変わって、それも教育長とやりましたね。彼の仕事は違うのです。教育を通じて定住移住を図っていくというのが最大の目標なのです。そこを踏まえてもう一度しっかりとマネージャーさんと意思疎通をしながら追分高校の当面する課題20名の確保に向けてやっていただけますことを申し上げて、時間になりましたので私の質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁は必要ないですね。必要ですか。答弁はありますか。

[種田教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長どうぞ。

○教育長（種田直章君） 全ては否定しません。地域学校協働本部に関わるってことは当然追分高校にもコミュニティスクール化されて学校運営協議会がありますので、間接的な繋がりという部分で出てくる可能性はありますが、そこを主たる任務としているわけではないということだけのご理解いただきたいと思います。ただ、やはり小学校、中学校、高校の繋がりの中で一緒に取り組んでいかなければならないこともあるという認識はこちらにもありますので、その辺りは今後検討していきたいと思います。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で3番小笠原直治議員の一般質問を終わります。次に7番三浦恵美子議員の、ああ、ごめんなさい。13時まで休憩とします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.8 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 三浦です、よろしく申し上げます。私は安平町の財政についてを取り上げさせていただきます。

まず1件目、財政の現状についてお伺いします。災害復旧の事業が終わりを迎えようとしていますが、中期財政計画と比較し現在の財政の状況はどのようなになっているか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対しましては、中期財政計画については北海道胆振地震からの復旧復興事業を中心としつつ新型コロナウイルス対策などこの計画期間中実施して参りました。後期財政計画の策定における議会全員協議会の中でも説明させていただきましたが、財政の推移としましては、歳入では町税で大口納税者の所得の伸びや、財産収入では株式譲渡収入の増加、また普通交付税では令和2年度までの合併算定替えによる減少が見込まれましたが、新たな基準財政需要額の算定項目に地域デジタル社会推進費が創設され、需要額の増加に加えコロナ臨時交付金や地方交付税等増などいくつかの要因がありまして歳入が伸び、歳出では災害関連での乖離があり、当初の計画では災害復旧工事により令和2年度に大きく見込んでい

ましたが、繰り越して実施するなど計画期間中4年間の全体額で見ますとさほど大きな変動はなかった状況と認識しています。

議員ご質問の中期財政計画と計画完了時の状況変化については、令和4年度末の比較で決算見込となりますが、基金残高では中期財政計画では16億7340万円ですが、令和4年度の決算見込みでは48億4521万円となり31億7181万円の増となっています。また、町債の残高は83億726万円のところ86億8912万円、3億8186万円の増となっています。また、後期財政計画策定時との比較になりますが、実質公債費比率では11.3%のところ10.1%で1.2%の減少、将来負担比率は129.7%のところ55.2%で74.5%の減少となっており、町債残高を除き中期財政計画と比較し計画策定時には今後の見通しとして厳しい状況になっていくと思っておりましたが、先にご説明させていただきました様々な要因も重なり、結果として計画を上回った数字となり引き続き安定した財政運営に努めて参ります。先ほど説明させていただきました町債残高の増額3億8186万円の要因としては、早来学園の整備で計画時は基金など財源を充てていましたが、交付税措置率が高い有利な起債の過疎対策事業債に切り替えることで基金残高及び実質公債費比率、将来負担比率が改善されますので、健全な財政運営を保つことができます。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今、歳入の関係で今回はたまたま良くなったとご説明いただきまして。うまいこといい償還のやつも使えたということでご説明いただいたのですが、私が気になるのは別なことも気になっていまして、ご説明の中になかったのですが、備荒資金について、こちらのことについて町の考え方を伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 備荒資金について町の考え方。議員の方から幾度か備荒資金の話をしていただいていたかなと思っております。すみません、備荒資金については震災前まで約4億円ぐらい備荒資金の納付金額がありまして、これを震災時に取り崩して現在の状況としては2億1000万円ぐらい普通納付金。超過納付金については3100万円程度納付額としてあります。基本的な備荒資金の考え方ということで幾度か今後も含めてということで議員の方からご質問があったかなと思っておりますが、現段階で整理した考え方としては現在令和5年の基金積立金の満期利息ということで、こちら金融機関の利息になりますが0.002%。備荒資金組合の配分率がありまして、こちら

この後議員がお話いただいた形でいきますと0.003%ということで、町としては利息的な大きな差がないということから今後も含めて基金の利便性、財政上の指標の算定にもこの基金が含まれないことを考えますと、ご質問いただいた整理としては、町としては今のところ今後も基金に積み立てていくといったところで一度考え方として整理をさせていただいたところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 普通納付金と超過納付金の納付の上限額はありますか。あればその額をお知らせください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 最低額が5000万円ということと、今数字がすぐ出てこないですが確か2億円が一つの上限としてあって、それ以降が超過納付金になると認識しています。議員のお話をいただいた財源的に余力があった際の積み立てというところに指すところとしては超過納付金にあたりますので、そこの部分の近隣の比較をさせていただいたところです。超過納付金については特に上限はありません。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では備荒資金と財政調整基金のバランスを担当課としてはどのように考えているのか伺いたいのですが、以前、記憶違いだったら申し訳ないのですが、被災3町で積み立てる額などの協議をすると答弁いただいていたかと思うのですが、それもし行われていたらその内容もどのようなものだったか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 備荒資金の調整というよりは、今後町がどの程度財政として持っていく、財調として持っていくことが震災を経た評価検証する中でだったかなと思っていますが、基本的には標準財政規模プラス今回の震災で取り崩した6億円ぐらい、これがちょっと基本ベースとなるので、

はっきりどの数字というところではないのですが、12億か10億、5億円ぐらいはきちんとした余力としてまず持っている必要性があるのではないかなというところで整理をさせていただいた記憶があります。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そのように整理をされたのであれば、そのように今後方向性をもっていただきたいと思いますと思うのですが、今の状況としては災害復旧の事業によって支消した、つまり穴が空いた状況と私は認識しているのですが、こちら先ほど説明があったとおり全体の金額として震災前から現在に至るところでいくと残高が半分程度に落ちている、この備荒資金の全体が半分程度に落ちている整理になるかと思うのですが、令和4年度の予算審査特別委員会の時に震災後に支消したこの金額を積み立てていくと答弁いただいていたはずなのですよ。これまで多分、過去余剰金積み立てていたのではないかと思うのですが、直近で言いますと令和4年度の3月の補正予算の時に歳入超過分が出たのですよね、8362万5000円。こちらも積み立てていないですし、災害の後も確か記憶が間違いでなければ積み立てていないのですが、こちらバランスを考えて積み立てていく。備荒資金が半分程度まで減ったとなると胆振東部地震の時に半分程度支消したという、逆に考えるとそういうことになると思うのですよね。もし今後あってほしくはないですが、同じ規模の震災など災害があった時に同じ額ぐらい支消をしなければならなかった時には備荒資金がほとんどなくなってしまうという事態に落ち兼ねないと思いますので、普段から積み立てておく必要があるのではないかと。利率や利便性も考えてとの話がありましたが、その辺の認識はいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今議員の方から積み立てていないとのお話がまず最初にあったかなと思っておりますが毎年配当分については毎年度積み立てていますので、胆振東部地震で支消した部分、徐々にではありますが毎年度配当利率分は積み立てていますので緩やかではあるのですが伸びている状態にはなっていると考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 備荒資金の関係について今答弁したとおりでして、今

回の1番目の質問についてですが、先ほど答弁しましたが中期財政計画の中で基金が当然胆振東部地震の震災復旧復興によっては基金が相当大きく取り崩さなければ復旧はできないという状況に、そこは財政計画を作成する際にはそういった状況でした。しかしながら、これたまたまと言われていましたが、たまたまではなく様々な有利な交付金だったり補助金、起債も過疎の法律の新しい、また継続されましたので、そういった有利な借金をすることも起債を組むこともできたこともあって、基金の財調を含めた全体の数字が16億7000万台の計画が結果として48億を超える数字になったと。ですから31億を超えるものが震災の復旧復興これだけやってきた中でも積み増しすることができたということですので、そういった状況においては震災の復興だけでなくコロナ対策、そういったところきちんと対策した上で財政運営がきちんと計画を相当上回る形で健全な財政運営ができているということをご認識いただければと思います。これは他の自治体も震災がなかった自治体含めてコロナ禍であったわけですから、様々なデジタル化であったり地方創生の交付金だったりそういったものの活用というのは他の町と同様安平町もやってきたということですが、たまたま何か収入が増えてこういった状況に今好転したということではないということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 緩やかに配分金、配分金が積んであるのは認識しています。1年間に200万ちょっと程度ずつですけれども、その他に余剰金を積極的に積み立てていって震災前に戻さないとい急に何かが起こった時に大変なことになるという提言と言ったら偉そうになってしまうかもしれませんが、そういう話なのですが、そこら辺の認識はどのように思っていますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 若干今2億数千万ほどあるものについては基本的な考え方としては現状のままというスタンスではいつも、万が一の災害になりましたら現在補正もそうですが予算の全体調整は財政調整基金で行わせていただいておりますので、そういった突発的な災害は地震だけではなくコロナも含めて天災含めた色んなものがその時々でありますので、そういった際には財政調整基金は取り崩しやすいとか動かしやすい基金でもありますので、今のところはそういった考え方のもとで進めさせていただきたいという考えです。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 方向性としては以前に答弁したとおりこれからも様々な財政運営上の調整は必要だと思いますが、後期財政計画に基づきながら備荒資金組合の積み増しですね、そういったところも配慮していきたいと思います。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひバランスも考えながら検討して積み増しをお願いしたいということで、次に移らせていただきます。

早来学園の整備事業費について、こちらどれぐらい安平町財政の全体に影響しているかという質問なのですが、昨日ふるさと納税も充当していますということで答弁もありましたが、こちらの事業費当初35億円と説明を受けていたかと思いますが、計算の間違いだったら申し訳ないのですが解体費用とか建設費用、外構工事などを含めると39億908万5000円になるのではないかなと。ちょっと違ったら申し訳ないのですが、これ増えてきて5億円近く増えているのかなという認識なのですが、どの程度全体の財政の圧迫をしているのか。実質町はどれぐらい負担していかなければいけないか、その金額も具体的にお願いします。

[渡邊政策推進課長挙手]

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問につきまして、早来学園整備事業につきましてはまだ全部終了していませんが、町の実質負担額で6億5000万円を見込んでいます。また、上記の内訳数となりますが、実質の公債費負担比率につきましては6億3500万円を見込んでいます。

議員ご質問いただいた35億円でしたが、今令和4年度での数字でいきますと36億105万6000円、現在進行形です令和5年度2億5000万円、約38億5000万円ぐらいが最終的な数字として見込まれるものなのかなと思っています。

また、令和5年3月の広報になるのですが、学校建設に伴う全体的なところということで令和4年度中に実施してきました全体の数字というものが掲載されていますので、そちらの方もご確認いただければと思いますが、令和4年度中で36億円、今年度最終的に事業はまだ終わっていませんが2億5000万円ほど最終的には積み上がってくるのかなと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） そちら早来中学校の解体費用は含まないという計算でよろしいですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 議員おっしゃるとおりに早来中学校の解体については今答弁させていただいた数字には含まさっていません。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 今後の費用負担なども加味してもう1つ確認したい部分があるのですが、早来地区の小中学校が5校が1校になりますと年間小学校1校につき1157万3000円掛ける4校で4629万2000円で、中学校が1校1014万8000円の交付金に来ていたと思うのですが、合計が5644万円の交付税が措置に来ていたと思うのですが、それが1校に変わることによって交付税がどうなるのか。6年間の数値急減補正などあるとは思っているのですが、段々少しずつ徐々に減っていく形になっていって6年間過ぎてなくなると多分1校分1000万程度しか交付されなくなるのかなと思うのですよね。今の解体費用も含めて維持管理費などの経費と今言った交付税、収入とのバランスでそちらを踏まえて早来地区に小中学校が5校あった時と1校になってしまった時の比較で財政運営はこちら改善する見通しかどうか、今そちら精査されているかどうか確認させてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 今議員がおっしゃいますとおりに交付税の個別算定の中に学校数、児童生徒数も当然含まさっています。令和4年度、5年度に変わることでのどのぐらい交付税の減少が見込まれるかというところになってこようかなと思っていますが、今財政側の方で細かい数字までは拾っていませんが、およそ3000万程度ぐらい交付税として最終的に、これは緩和措置と言いましょうか救済措置もありますので、緩やかに減少していくものと認識しています。今3園統合、中学校も含めてどのぐらいの経費が落ちるのかというご質問だったかなと思っていますが、まず全体で歳出ベースで見ま

すと2500万円程度ぐらいなのかなと思っています。ただ、新たな需要という部分でスクールバスを走らせるといったところの新たな経費としてあるものですから、実質的には歳出的な削減というところでいきますと1400万ぐらいが統合による費用なのかなと思っています。ただ、これに加えて通常の学校の維持管理、例えば検査の手数料だったりとか施設を維持するための教育の経費の中に含まれないものも含めますともう少し大きな数字になってくると思います。加えまして、やはり老朽化している学校ですのでこの間修繕費もかさんできていると認識していますので、そういったところを全体的に差し引きますと若干ではありますが減ってきている現状の数値。ただ、今令和4年5年からですが、早来学園の開校に合わせて私どもの町の教育を中心、柱とした取り組みに関心をもっていただきまして、昨年ベースから見ると200件ぐらい問い合わせも来ています。児童生徒の数も令和元年から見ますと縮小、児童生徒数は減ってきてはいたのですが、今年度5月の調査の時には増えている、そういった好転の要素もあります。児童が増えることはこれもプラスで交付税の個別算定の中に加わる数字と認識していますので、詳細までは調べてはいませんが、大きな違いはないと言いましょか最終的には現状を何とか維持できるのかなと思っていますし、今燃料の高騰もありますので、そういったものが緩やかになっていく、この後再生可能エネルギーをゼロカーボンの取り組み、そういったところから歳出部分の縮小縮減、経常経費部分の縮小する取り組みなんかをやっていきますと大きな差が無くいけるのではないかと認識しています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 今の整理は中学校の解体費を含んだ整理でよろしいですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 解体費を含めた整理ではないのですが、現状の学校を統合した際の考え方ということで一旦整理をさせていただいています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では今後解体費用も入れた整理もしていられると思う

ので、そちらの方よろしくお願ひします。そこを見ながら経費の縮小をしっ
かりやっていただけだと思いますので、時間の関係上次にいかせていただく
のですが、3つ目の質問です。一般会計全体の流動負債こちら1年以内の償
還が令和3年度から毎年10億円を超えてきているお話は幾度となく取り上げ
させてもらったことがあるのですが、現在年間の町の実質の負担額、こちら
はいくらになるのか伺ひます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対しては財務4表を用いてのご
質問ということですが、予算上の公債費、年間安平町での借金の返
済といった部分でのご質問になります。令和4年度の一般会計では元金及び
利息合わせて10億5000万円の償還に対して普通交付税で7億4000万円が基準
財政需要額として算定していますので、3億1000万円が町の実質的な負担と
なります。尚、後期財政計画における令和5年度から令和8年度までにおい
ても各年度の償還額に対して概ね7割程度の需要額を見込んでいます。以上
です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではもう1点確認させていただきたいのですが、その
実質負担を踏まえて町民1人当たりが背負う負債額、あと合わせてできれば
資産額も把握していたらご答弁願ひます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 単純な人口で割るだけのお話になってしまうの
ですが、約5万5000円ぐらいというふうに、1人当たりの負担で返しますと
3億1000万円を人口で割りますと大体5万5000円ぐらいになるのかなと思っ
ています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今現在というお話で単純計算でということによろしい
ですか。こちらの関係ですが、以前安平町の財務諸表が公表されていたかと

思うのですが、こちら安平町の財務諸表を公表しなくなったのはなぜかということ伺いたいのですが、こちらの諸表を見たところわかりやすく町民が見ても全体像が掴めるいい諸表だなと思ったのですが、先に担当課に確認させていただいたところ公表していなかったということだったので確認させていただきたかったのですが、こちら令和5年度の4月に改訂された安平町行政改革プラン2022の17ページの取り組み内容に財政状況を客観的に表した財政健全化判断比率の改善を図るとともに、その内容を町民にわかりやすく公表しますと書かれていますが、整合性が取れないのではないかなと個人的に思ったものですから伺っていますが。令和3年度の財政健全化及び資金不足比率は公表されているのは確認がとれましたが、こちらの財政の一部を公表するだけでなく以前公表していた安平町の財務諸表を公表することでわかりやすく全体像を町民に伝えることが大切ではないかなと思うのですが、担当課としての認識はいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 議員がおっしゃるとおり以前公表してしまして今公表ができていない状況でして今年度より公表していく認識ですので、この財務4表が町民の皆様にとって見やすい諸表であるということでありまして、行革の計画の中でもプランの中でもそういう考え方で記載していますので、議員がおっしゃるとおり今年度からやっていくという考えで進めていきたいと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。もう1つ確認したいのですが、以前公表されていた諸表を見ると1人当たりの町民の負債が188万から206万で推移していて、総務省が公表している令和2年度統一的な基準による財務書類に関する情報によりますと、平成28年度の負債額が1人あたり127万4000円で令和2年度までしか出ていないのですが、こちら121万円と出ていました。資産額は600万程度で推移していると総務省では出しているのですが、こちらは実質負担ではないものも含んだ額なのかどうか、そちら担当課としてはどのように把握、今5万5000円程度と答弁いただいたのですがどのようにこの差異は整理されているか、もしわかればお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 過去の数字までは今回手元に待ち合わせていませんのでそこは確認させていただきながら一度整理させて、必要に応じてご回答を別の機会なのか議員に直接させていただきたいと思うのですが、なかなか古い数字だけをお話いただくと、こちら全部の情報を持っていないというところだけのご理解いただきながらこの後の答弁もさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） わかりやすい財務諸表であったり、財政状況を伝えるといったことで広報紙に掲載したりもしていますし、当然詳しいものについてはホームページ等でこういった財政計画だったり、そういった掲載をしたり、総務省側に公表している数値も各自治体が報告したものを積み上げて公表しているに過ぎませんから。それを安平町全体の借金を世帯別で割るのか人口で割るのか。人口もその時々で人数が変わってきますから1人当たりというところは変わっていきますので。また交付税で戻る金額を差し引くのかそうではないのかによってもそこら辺になってくると相当複雑だったり、わかりにくい部分もありますから、ここら辺はわかりやすい情報をいかに伝えていくか、そういったところに努めていきたいということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） いきなり100万超えの借金が5万になるっていうことも考えづらいと思うのですが、総務省としても資産額、負債額ともに安平町は類似団体より平均値を上回っていると出ているのですが、こちら整理としては資産額が多いのは合併町であるための類似施設が多いのでしっかりわかっているらっしゃると思うのですが、そうやってきて施設の更新なども増えるなって考えなければいけないとなってくると町民1人あたりの負担も増えてくるのではないかなと思うのですが、そちらの認識はいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 1点だけ議員の方にお話と言いますか2番目のご質問いただいた1人当たりの負担なのですが、あくまでも交付税と言いますか1人当たりの借金と言いますか、3億1000万円から換算したところの5

万5000円です。全体の積み上げではないというところ。それに全体的なものがまず積み上がっていくところでご認識いただければと思います。

後段でのご質問になりますが、当然合併した町ですので公共施設の数も単純に言いますと一つ一つを足すと2つあるという認識ですが、この後施設の総合管理計画もあります、行革プラン2022もありますし後期の基本計画と財政計画、この4点をしっかり整理しながら公共施設のあり方も含めて整理していきたいと考えています。今のところ統合していくような施設の考え方もありますし、更新していくような施設については今でいきますとカーボンニュートラル、脱炭素仕様にしていかなければならないですとか、そういったところも総合的に考えながら実施をしていく、今のところはそういった考え方のもとで整理しています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど5万いくらと言ったのは、先ほど答弁した中で差し引いた後の3億1000万を例えば7350人という人口で割り返しただけの数字でして、それでいけば前段答弁した町債の残高が86億8912万円と申し上げましたから、今電卓で叩きますと1人あたりは118万2000円となりますので、先ほど三浦議員が言われていた数字にほぼ近いのではないかなと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） あとで整理してお知らせいただけるということなので次に行きたいと思いますが、2番目の財政の今後についてということで伺います。後期財政計画を担当課としてはどのような手順を踏んで策定しているか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対しては、まず歳出側の投資的経費については令和5年度から4年間の第2次安平町総合計画後期基本計画に基づき実施する事業であり、財源を含み積み上げを行いました。

次に経常的経費については令和5年度の当初予算をベースにして各年度で見込まれる増減要因などを反映し積み上げています。

歳入側については、先ほどの歳出側の投資的事业で積み上げられた国・道支出金、地方債などの特定財源に経常的事业にかかる特定財源を加え積み上

げています。

次に町税は税務住民課に見込額を算定いただくなど、大きな影響となる数値についてはそれぞれの担当課に見込額を算定していただき、政策推進課でそれらを取りまとめ、積み上げています。

更にそれぞれの積み上げに対して普通交付税や地方債の償還見込などを算定します。算定後には基金残高や地方債残高、実質公債費比率、将来負担比率などを算出し令和8年度末における財政状況を見通し、算定結果を理事者に説明、了解をいただきまして最終的な事務的なところでの策定が仮完了としています。その後、議会全員協議会でご説明、ご意見などをいただき、最終的には議会にてご報告といった一連の流れ、手順を経て計画の策定となっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そのような手順で進められているということだったのですが、中期財政計画の策定の際、令和元年12月9日の開催の全員協議会で中期財政計画、長期財政推計の資料、令和元年から8年度が出されまして、長期的な推計が出されていて、それを見ると比率とかも安定していくのかなとか、こうなっていくんだなど。じゃあこの先見通せるのかなとかそういうことがわかったのですが、今回の後期財政計画の時にその推計が出されなかったのはなぜなのかなということを知りたいのですが。例えば少なくとも8年間ぐらい、できれば10年間ぐらいの見通し無かったら大型事業の執行などの是非などの判断もこちらとしてもつかないということなのですが、この出さなかった、出なかった理由は何でしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 長期計画の部分については策定していないのがまず1つあります。今回後期の財政計画策定させていただいたところではあったのですが、長期の推計が見通せると言いながらも中期では震災からの復興、コロナということで大きな変動がありつつも、この後期の計画の中でもコロナについては終焉という国も見立てをしまして、これからはDX、GXというものに対して国は動きを、方向性を傾けていく。そういったものに対して国の交付税なんかも当初見込んでいた減額の不安さはあったのですが、新たにデジタルだったりとかその時々の方の施策によっても相当今、財政的なものが変わっていますので、今回後期の計画で数字をお示ししながら財政サイドとしては1年ごとにその財政で出した見通しというものがきち

りと正確に動いているのかどうかも含めながら整理する流れで今のところ動かさせていただいています。以上です。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 私当時財政担当をしまして、今議員がおっしゃられた中期財政計画策定の際に、確かに全員協議会の中で8年間を見通した推計の表も提出させていただいて説明をしたという記憶があります。その時の考え方の1つをお話したいと思いますが、その前段で中期財政計画の前段で長期財政推計を平成29年に策定しています。その計画期間が平成38年、令和8年度までの計画期間ということもありまして、その後策定した中期財政計画については、本来であれば4年間の数値推計だけでよろしいのですが、その前段で作った長期財政推計との比較という意味でどういった形が変わってきているかという部分も確認していただきたいという趣旨で当時8年間の推計を全員協議会の中でお示ししたという経過があります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 後期財政計画については、実施計画も通常3か年の実施計画をローリング方式でやってくる。そのやり方を総合計画の後期計画を策定する。それは4年間計画ですから。それに連動する形で4年間の大きな事業について、そこは積み上げ方式によって財政計画の中にも大きな事業、14ページにも記載していますが。ですから精度的には精密度といったものは後期計画の方が相当中期計画よりも上回っているというふうに我々は考えています。当然中期計画を作った時にはコロナの影響までは反映されていませんから。その時々の実績と比較すると乖離は当然出てくるのですが、その時点で入れなければならないといった長期的な大きな事業については4年間部分は積み上げ方式によって行っている。あの中期財政計画も4か年ということですが、私が言っているのは実施計画レベルでその詳細資料も議論した中でやってきているということではいけばやり方も進化してきておりますし、そういう中においては中期財政計画、更には今回お示しした後期計画については様々な実施計画の大きな事業ですね、遠浅酪農2号線ですとかそういった大きな事業も含めて計算した中で財政推計してきているということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 長期の推計も見つつ、そして4年間の計画も見つつ、推計も見つつ、やっぱりどれだけずれてきているか。総務課長が答弁されたとおりどれだけずれたかというのを見ながら毎年検証する必要があるということでこの長期的なものをなぜ出さなかったかというのを質問、確認をさせていただいたのですが、できればこういう根拠を持ってこの年度にこういう事業をやりたいんだというふうにわかるとこちらも判断しやすいということで、それをもとに毎年決算時に指標やその他町債基金各指標を大幅にずれるものがないか、あったら翌年当初予算で修正する必要があるというふうに個人的には思うのですが、こちらはいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 現在長期推計については、現在中期の時にお渡しさせていただいているもので一旦推移を見ていただく。第3次の総合計画策定、これ今度は8年間の計画になりますが、その時に合わせた中で長期計画という形になるのですが、この後期財政計画もそうですが、ある程度の年度のベースを持ちながら後はスライドさせていくものが主となってこようなかと思っているのですが、一応第3次に合わせながら総合計画の策定に合わせながらその辺を策定検討していくような流れで考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 後期財政計画が4年で更新されたら長期推計も4年先、4年先って推計を伸ばしていかないと判断つかないんじゃないかと思うのですがいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） すみません意図するところが何で、今の現行の長期推計がまず38年まであります。というところなので次の3次に合わせた中で今度は8年分の計画、今度は前期、中期、後期ではなく4年4年の8年間の計画でこの後3次計画というものを作っていく考え方ですので、長期推計の考え方として次は策定時は8年になるというところでご理解いただければと思うのですが。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 同じことになりますが、総合計画を従来は10年で作っていた。2-4-4。今度は8年で前期、後期で4-4で作ると。ですから総合計画に合わせた中での長期財政計画を作っていく。ですからそこで前期、後期に分かれていくとすれば前期は終わった段階では今度は後期の4年間を作る。その総合計画も構想は8年間作るわけですね。その中で前期と後期に今度分けて作っていくわけですから。そこと連動させていく考えですから、それであれば総合計画も4年ごとに8年計画を作っていかなければならないという、そういった論法になりますから。我々はそういうふうには考えていないということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そこは認識の違いでしょうけども、是非それをわかるように先を見通せる財政計画を提示していただけるとこちら判断しやすいと、まだ素人なものですからこちら要望したいと思います。

時間の関係上次に行きたいのですが、全体の基金の今後の残高の見通しもこちら後期計画で示されまして、令和4年と比較して令和8年度は半分程度まで全体として落ちるといふふうに推計が出ていますが、どのような見通しをしているか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対してですが、令和4年度末の後期財政計画の見込みで42億9665万円でしたが、現在の見込みでは48億4521万円となり5億4856万円多くなっていますので単純計算になりますが令和5年度末以降はそれぞれプラス5億4000万円となり、令和8年度末で25億4819万円と現段階での見通しとなります。この間もそうですが様々な変動要因もありますので都度こうした推移についても確認や変更修正を行い、より新しい数字をもとにした財政計画運営を行っているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の見通しでは少し好転していく感じということで、毎年見直していただけると思うのですが、こちら踏まえて次の質問に移り

たいなと思いますが。

問題は3つ目なのですが、経常経費の収支の今後についてを確認したいなと。基金残高の推移も踏まえた上で確認させていただきたいのですがいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対しては、特別交付税を含めた収支となりますが、令和5年度での当初予算ベースでは歳入が66億5400万円に対して歳出62億6200万円で3億9200万円のプラス。令和6年度はプラス3億円、令和7年度はプラス3億4000万円、令和8年度はプラス1億4000万円の見通しとなっています。

将来的見通しを考えますと現在国が進めるデジタル化DXや脱炭素化GXといったところでの今後のランニングコスト、また老朽化した施設の維持管理などを含め今後の経常経費の負担を不安視してしまして、安平町総合計画後期基本計画、後期財政計画、安平町行政改革プラン2022、安平町公共施設等総合管理計画を連動させて計画の進行管理、都度修正などをしっかり行いながら経費の節減と歳入部分で新たな財源確保に努めながらしっかりと安平町の財政運営を行っていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今お話いただいたように余剰が毎年3億円程度出ているというふうに、これ聞きたかったので答弁いただいてよかったのですが。こちらただ歳出経常経費の方が膨らんでいくと目減りして行って基金取り崩すことになるということになってくるかと思うのですが、そうすると前段でお話した基金も5億程度ずつ増えたと言っても段々枯渇していくとなると破綻しかねないという状況に陥っていくと思うのですよね。昨日も少し答弁に出たかと思うのですが、もう1点確認したいのが自賄いの収入としてふるさと納税があると思うのですが、今の利益が2億から3億程度と出ているかと思うのですが、こちらふるさと納税における収入について令和4年度決算で出されていると思いますが、ここ数年どのように推移して今後どう見通しをしているのか。町の貴重な自主財源としてどのように考えているか担当課としての認識を伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） ふるさと納税の関係でございまして、只今ご質問いただきました令和4年度決算のところでございますと約5億円の収入、寄付金の収入というところです。状況的には平成26年度から安平町においてはポータルサイトを利用開始したところから実質的なふるさと納税の取り組みに取り組んできたというところで、この間議会の中でも何度かご説明しておりますとおり寄付受付サイトの拡大といった取り組みなどによって何とか5億円をキープできたという状況です。そこで、また別な見方として町の自主財源これは特定財源、自主財源と2つに分かれますが、自主財源に占める割合についても調べてみましたところ、令和3年度決算で約18%を占めているというところで、令和4年度については若干目減りした状況ですが、この数字から率からしても町の貴重な財源というところで有効活用させていただいているということですので、今後についても更なる返礼品の開発また寄付者との繋がりを意識した取り組みによってふるさと納税を推進して参りたいと、担当課ではこのように考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 担当課のご苦労などもあるかと思いますが、こちら後期財政計画の方に、15ページに安定した自主財源確保に努めるとありますが、私ふるさと納税に関しては決して安定的な自主財源としての認識はなく、ふるさと納税の制度自体もいつ終わってしまうかわからない状態だと私は思うのですが、ふるさと納税に頼った財政運営は危険と個人的には考えるのですが、担当課や行政の見解はいかがですか。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） まず初めにふるさと納税担当課の考えということでご答弁をさせていただきたいと思います。町の財政の部分については後ほど政策推進課長の方からお答えさせていただきたいと思います。先ほどもお話に触れさせていただいていますが、ふるさと納税が制度自体が始まってから既に15年が経過しているところで、特に先月末から今月上旬にかけて北海道新聞の方で5回ぐらいにわたって連載、ふるさと納税の関係で連載していたのを見ている中で、その中で色々賛否両論あるわけですが、制度創設の目的である都市と地方の税収格差の是正というところがこのふるさと納税の当初の目的です。ただ一方、近年特に多額の寄付金が一部の自治体に集中しているといった制度のひずみも指摘されているように聞いています。また、

議員がおっしゃるとおり国の政策転換により大きく影響を受けやすいという部分もありまして、このふるさと納税自体決して安定財源という部分では言い難いのかなとこちらの方では考えていますが、今後についても更なるふるさと納税の獲得に向けて町全体で努力して参りたいというふうに考えています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 安定した財源と言いますか一つの進め方なのですが、例えば建物が建てば固定資産税とかというように経済的な何か動きがないとなかなか税収の上がりがないところがありますので、今の段階ではふるさと納税企業版も令和6年度までではありますが、まずここをしっかりと国が進めているような関係性づくりをしながらまず応援していただける人たちを更に増やしていきたい。

もう一方、歳入面で考えなければならないのは決算なんか予算も含めてご質問いただきましたが、町税等の滞納対策といったものもしっかりすることで収入面を安定させていくということが必要なのかなと認識しています。加えてですが、歳出面でも入らない部分を歳出でどうやって削っていくかのところでも考え方としてあるのかなと思っていますので、先ほどの4つの計画、考え方をしっかりと整理しながらしっかりと財政運営を進めていける取り組みとしていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 懸念されるところでなんでこんな質問するかと言いますと、昨年度20年ぶりの社会人口増に転じたと答弁もいただいておりますが、人口減少が見込まれるということが安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちら令和2年度12月に策定されたものにも示されています。納税の想定額が推計によると46%減少するというふうに、令和27年度にはそれぐらい減ると書かれていました。そうなっていくと固定された収入が減っていくということで、経常経費や住民サービスの低下に繋がらないかという懸念があります。私個人的には町民一人一人に負担を背負わせることにもなるのではないかと、各種税金の値上げ、物価高騰などの影響や年金引き下げ、低賃金、このような収入の目減りとかなどで町民一人一人の暮らしが苦しくなっていくのではないかと。そんな中で住民サービスの低下が財政上であってはいけないのではないかと。そうなると更なる人口流出は避けられなくなると。せっかく増えていく良い要素が出てきたというふうにご答弁いただいているの

にそうになってしまっは困るということで今回このような質問に達したのですが。

最後に1つ確認したいことがあるのですが、持続可能な財政運営とはどのようなものか。こちらできればしっかりと推計など具体的な数字を出して根拠を出してほしいと思うのですが、最後にこちらはいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 財政サイドからと言いますか、町民の方が住み続けられるまちづくりをするための計画、それに合わせた財政計画というものがありますので、この計画に沿った形でずっと持続していくことが持続可能な計画、そのためにこの計画があるという認識ですので、よろしく願いしたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 地方自治体どこの町もそうですが、財政運営健全にやっていくのは当たり前のことですし、まちづくりの方向性については総合計画の中で議論してやっていっているわけですね。ですから議会でご承認いただいた町の基本的な計画に基づいて行政運営を進めていく、これがひいては安定した行政運営、持続可能な行政になっていくと思います。その時々で想定していないような震災であったりコロナ禍のそういったもの、また鳥インフルエンザとか防疫対策についてもそうです。そういった予期しないことは当然出てきますが、そこは1つの町としてだけではなく周辺の自治体であったり北海道・国にもその際には要請をしてそして支援していただきながらその苦難を乗り越えて、そして通常期になった時にはきちんと自主財源、更には工夫と努力によってふるさと納税また企業版ふるさと納税といったものも活用させていただきながら、なかなか普通の経常経費の中では財源不足の中ではできなかったそういったプラスの政策も余剰の部分では十分できるのではないかなど。その努力も不安定だというご指摘もあるかもしれませんが、全国で今認められた法律で制定されたふるさと納税制度ですから、そういったものに、課題に頼っているわけではありませんが、きちんとそこを手立てをしていきながら、また増える努力もし続けながら魅力あふれる町づくりを進めていくということです。当然北海道が食、安全、デジタルを3本柱にしてきていますから、安平町もそこに当然これまで昨日今日議論してきたとおりデジタルDX計画、また食の関係でいけばオーガニックビレッジ宣言

もさせていただいています。また再生エネルギー関係についても今大きな動きが出てきているということですから、そういった北海道との主要施策の柱を合わせながら、国の支援も勝ち取りながら持続可能なまちづくりを続けていきたいということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 安定的な財政に関して私が求めているのは具体的な数字や推計を示してこの数字だから安定だということを示してもらいたいで、そのところ今後お願いします。以上です。

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会に通告された一般質問はすべて終了しました。

◎ 日程第2 諮問第1号

○議長（多田政拓君） 日程第2、諮問第1号**人権擁護委員の推薦**についてを議題とします。本件について説明を求めます。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 諮問第1号朗読

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

次の者のを推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

1 人権擁護委員の任期が満了する委員

小野寺 捷 令和5年9月30日満了

2 人権擁護委員に推薦しようとする者

小野寺 捷 令和5年10月1日

(提案理由)

任期満了に伴う人権擁護委員として、上記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものである。

それでは提案説明をいたします。現委員である小野寺捷氏が令和5年9月30日をもって任期が満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するものです。小野寺氏は前任の残任期間を含め現在3期目で満78歳ですけれども、国の通知によりますと人権擁護委員候補者の市町村推薦の年齢制限においては再任の場合については75歳未満の者と定めていますが、年齢制限を上回る場合は経歴、社会活動への意欲、健康状態などを鑑み求められる活発な活動ができる委員候補者であれば推薦することができると令和2年に改正がなされています。したがって再任としての推薦にあたり上部組織である札幌法務局並びに苫小牧支局にも確認済みでありますことを含め、これまで人権啓発事業などに積極的に参加し、人権擁護委員として人権擁護活動にご尽力してこられ、多くの住民から絶大なる信頼を受けており、安平町の人権擁護委員として相応しい方であると考えています。

次のページをお開きください。住所、生年月日、職業、略歴については記載のとおりです。また、任期については令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間となります。以上で提案説明を終わります。ご審議の上ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） あの、人事のことなのでなかなか言いにくいのですが、確かにこの年齢制限というのが当然あって、それを超えてもいいよというお話でした。ただ一番危惧するところはこのような形で行ってしまうと次若い人に交代する時になかなか候補者がいないというのも非常に残念なことではありますが、こういったところの捉え方というのは長年やっておられてまだ活動ができる、これは十分値するものであることは間違いありません。しか

しながら次のことを考えて、この町のことを考えていくと若返るということも当然視野には当然入っているかと思うのですが、選び方というものにはそちらの方で算出していただいて、選んでいただいて上げていただいている時がありますが、やっぱり年齢制限というところの部分はもう少しシビアにすることも必要ではないかと私は考えますが、その辺のところは次回に含めた中でお考えいただければと思って意見を述べさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 答弁は必要ですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） もちろんこの年齢制限については新任の場合は65歳、再任の場合は75歳と決められていまして、この人権擁護委員というのは一番の大前提は健康であること、そして活動に意欲的な方であることというのが一番です。高山議員がおっしゃられた新任の場合、こういう場合については年齢の部分を加味しながら札幌法務局の方と苫小牧支局の方と連携しながら相談しながらこれらの対応にあたっていきたいと、そのように考えています。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これより意見調整のため暫時休憩します。議員の皆さんは議員控室に移動をお願いします。

（暫時休憩）

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。お諮りします。本件についてはお手元に配布しました意見のとおり適任と答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって諮問第1号、人権擁護委員の推薦については適任と答申することに決定しました。

◎ 日程第 3 議案第 1 号

- 議長（多田政拓君） 日程第 3、議案第 1 号安平町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 1 号朗読

議案第 1 号

安平町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町子ども医療費の助成に関する条例（平成18年安平町条例第84号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 21 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安心して子どもを生み育てることができる、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、改正の内容をご説明します。新旧対照表をご覧ください。この度の改正内容については、これまで受給資格要件として保護者の所得に上限を設けて運用していましたが、条例第 3 条第 3 項を削除し、所得要件の撤廃を行うため改正をするものです。また、この条例の施行日は所得額が確定した後の令和 5 年 8 月 1 日から適用するものとなっています。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第4、議案第2号安平町子どものための教育・保育給付にかかる利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。

[永桶教育次長挙手]

○議長(多田政拓君) 教育次長。

○教育次長(永桶憲義君) 議案第2号朗読

議案第2号

安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例(平成27年安平町条例第4号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

利用者負担の給付単価限度の変更に伴う利用者負担額の変更について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面を、失礼しました。一部を改正する条例を次のとおり制定する。ちょっと別紙と誤りましたので訂正します。裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略しますが一部改正の趣旨及び改正点を説明します。今回提案します条例の一部改正は、教育、保育給付にかかる公定価格単価上昇に伴う給付単価限度額が上昇したことからこれに連動して設定される利用者負担額について変更するものです。これより新旧対照表により説明します。今回の利用者負担額の変更は1枚目からの各階層1階層から裏面の第7階層までは変更ありませんが、表の一番下第8階層の3歳未満児、下段の保育短時間認定のみが5万810円から5万1200円と改正されます。尚、これらの適用は令和5年9月分の利用者負担額より適用となって徴収されます。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第3号

- 議長（多田政拓君） 日程第5、議案第3号安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
○教育次長（永桶憲義君） 議案第3号朗読

議案第3号

安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年安平町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴う変更について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略しますが改正の趣旨及び改正点を説明します。本条例は本町の認定こども園の運営に関して定められていますが、この度の改正は民法821条の改正で懲戒権が削除されたことに基づき第26条の記載を削除するものです。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第6、議案第4号安平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第4号朗読。

議案第4号

安平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年

安平町条例第29号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴う変更等について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略しますが主な改正事由を説明した上で新旧対照表によりご説明します。本条例は本町の小規模保育事業所早来ゆきだるま保育園の運営に関して定められていますが、この度の改正は民法821条の改正で懲戒権が削除されたこと、安全対策の評価に対応すること、感染症のまん延防止についてのものとなります。

もう1枚めくっていただき裏面の新旧対照表をご覧ください。初めに第8条の2項を加え、保育事業を行う上で設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取り組みなどを含めた家庭的保育事業所などでの生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画の策定などの措置を行うことを追加し、2号に職員に対しての周知や研修の実施、3号には保護者への通知、4号には定期的な安全対策の見直しや変更を行うことを追加しています。

続く第8条の3項には事業の移動手段として自動車を利用する際の安全確認についての内容で、次のページにまたがる2号には具体的な確認方法や安全装置の設置などを追加したものです。

第11条には他の施設との併設している場合は、これまで特定してきた職員の配置の考え方をインクルーシブ教育などの規制緩和内容となっています。

第14条は民法の改正に伴う懲戒にかかる権限の乱用禁止についての条文を削除するものです。

次のページに続く第15条には感染症防止の対策を具体的に職員への防止にかかる研修などの実施や訓練の定期的な実施を具体的に定めたものです。

尚、最後のページの第29条は条文の文言整理となっています。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この条例改正に伴うものではないのですが、ちょっとお聞きしたいのですが。小規模保育所は安平町において待機、入れないという子どもはいないですね。全員今申し込めば入れる体制になっているのか、なっていないのかお聞きします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現時点では待機という形にはなっていませんが、もうほぼ満所に近いような状況に今年度なっているというような報告は聞いています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 小規模保育所と認定こども園の割合、何名ぐらい入っているのか教えてください。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 事務報告に書いている数字等ではありますが、小規模保育園に関しては基本的に年度当初から満所になるという考え方ではないので、一応割合という表現となると、一応19人までを入れる体制になっていますが、最終的に年度末までに19人を超えないような運用をするという考え方になっているので、どのようにお答えしていいのか。数字的なことだけでよろしいのかということになりますけれども。事務報告の21ページの数字にはなっていますけれども。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私が言っているのは事務報告で見ているのです。ただ本当に噂によると入れないという子もいるという、幼児がいれないと聞いていますし、私もおいわけ認定こども園の関係もありまして、実は取り切れない、受け入れられないという色んな要素があるということ、スペースがな

いわけではないのですが受け入れられない要素がこの間の理事会の中で報告されて、どうしてうちの理事会ですよ。追分福社会の理事会の中でなって、まあまあそういう人が居たらうちの福社会で預かればいいじゃないですかって言ったのです。そういう噂があるのだけれどもって。本当に幼児が入れるのですかと聞いたら、うちの方としては今の現状では受け入れるものではないと。スペースではなくて何か色々な、恐らく先生の数なのかなと思うのですが、そんな面もあって19人は早来は入れるから。実態的にそういう子は居ないのですねって確かめているだけです。入れますねって。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基本的に町民を受け付けるというような考え方で待機者を出さない方針を一応進めるにあたって、小規模保育園に関して言うと、今現在確か私も聞いていたところでは19人、今の時期で入れる体制ではなくて12人までに一応抑えていながら認定こども園側との調整を行っている考え方をこの間私も聞いています。ただ、一応それにおいては今現時点では町民の待機を出さないための調整の中でやっているという考え方を聞いていますので、当然小規模についてはこの後年齢が上がっていくことによって受け入れる年月に達していきますので、そういった要素も含めてこども園側もすごく苦慮した中で調整をしているということでご相談をいただいていることはございます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のと

おり可決されました。

◎ 日程第 7 議案第 5 号

○議長（多田政拓君） 日程第 7、議案第 5 号安平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第 5 号朗読

議案第 5 号

安平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安平町条例第31号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 21 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴う変更等について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の説明を省略し、主な改正事由を説明した上で新旧対照表によりご説明します。本条例は本町の放課後児童クラブの運営に関して定められていますが、この度の改正は民法821条の改正で懲戒権が削除されたこと、安全対策の強化に対応すること、感染症のまん延防止についてのものとなります。

1 枚めくっていただき裏面をご覧ください。初めに第 6 条の 2 項を加え事

業を行う上での設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取り組みなどを含めた家庭的保育事業所などでの生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画の策定などの措置を行うことを追加し、2号は職員に対しての周知や研修の実施、3号には保護者への安全計画の内容を周知し連携を行なうこと、4号には定期的な安全対策の見直しや変更を行うことを追加しています。

続く第6条の3には事業の移動手段として自動車を利用する際の安全確認についての内容で確認事項を追加したものです。

続くページで第12条の2項を追加しますが、放課後児童健全育成事業所ごとに感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画にしたがい必要な措置を講じるよう努めなければならないとされ、2号には感染症防止対策を具体的に職員への防止にかかる研修の実施や訓練の定期的な実施を具体的に定めたものです。3号で定期的に事業継続計画の見直しを行って必要に応じた変更を行うことを定めています。

第13条には感染症防止の対策を具体的に職員への防止にかかる研修の実施や訓練の定期的な実施を具体的に定めたものです。尚、この条例は附則第1条で交付日からの施行となりますが、これらの整備は第2条で経過措置として令和5年度中の策定期間を定めています。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第8、議案第6号早来学園外構工事請負契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第6号朗読

議案第6号

早来学園外構工事請負契約の締結について

早来学園外構工事を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

早来学園外構工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 早来学園外構工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 111,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 緑豊・大滝経常建設協働企業体
代表者 苫小牧市若草町1丁目2番7号 |

緑豊建設 株式会社
代表取締役 矢 部 隆 明
構成員 苫小牧市汐見町2丁目12番12号
株式会社 大滝組
代表取締役 大 滝 充 雄

失礼しました。契約の相手が漏れていました。緑豊・大滝経常建設共同企業体となっています。

入札の結果は参考資料のとおりで5社による入札を実施し、予定価格に対して93.22%で落札されています。補足説明ですが、裏面資料の入札告示抜粋資料をご覧ください。工期については令和5年6月30日から令和5年11月30日までの予定です。主な工事内容を説明しますが、別紙で配布しました参考資料をご参照の上お聞きください。既存のグラウンドと解体された旧早来小学校舎の部分に300mトラック、野球用のフェンスを2カ所、テニスコート2面を配置するために既存の建造物の撤去や施設の撤去などを行い、敷地の造成を行ってグラウンドを拡張する工事となっています。それに伴う附帯空間や遊戯施設などの工事を実施するものです。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 図面上でちょっと聞きたいことがあります。これ今現在使われている敷地、学校で今使っているグラウンドといったところ。この間旧小学校解体工事も終わって平面になったとのことですが、ネットの位置関係からいうと今まで既存で何もついていなかったところにこのフェンスができ、もっと奥山側のところに野球場のバックネットは既存の位置関係でよろしいのか。

それと昔の小学校の公園というか教頭住宅の横にある施設等は今回の工事で何もいじってないようには思うのですが、この辺も敷地面からいうと非常に狭いところなので、どうこの工事の中ではこれは触らないでただのトラック施設になってしまうのですが、こういったところはいじる要素はないのか、その辺をちょっと、図面ではなかなかわかりにくくて、高低差が出ていないのでわからないのですが、説明をお願いします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これまでのグラウンドの感じを覚えている方であれば、今この図を見ていただく一回りぐらい小さな状態でグラウンドが整備されています。今回300mのトラックになるのですが、以前は200mぐらいのもので、直線で80mの敷地でしか取れませんでしたので、ちょうど境界線みたいな真ん中に縦にサッカーコートと書いているところ辺りのちょっと前に今までの既存の部分の校庭があったというイメージをいただければいいのかなと思います。ですから野球場のフェンスも既存のものは壊してギリギリ新しくできた学校側の方に少し寄せた奥に行きまして、山側の方は敷地があそこが境界ですので、ほぼそちらはいじらない状態で学校側にだけ移るような形になって、反対側の方の教頭住宅、これまでの公園というか庭みたくなっているところぎりぎりまで一応敷地としては持つのですが、そのぎりぎりのところには野球のフェンスのバックネットではなくて、球が外に飛ばないようにフェンスが公園ぐらいのところぐらいまで掛かるような約3mぐらいのフェンスがかかるようなイメージで、通常のバックネットはその手前の下の方のトラックに掛からないぐらいところに作るイメージでやっています。ですからこの土地的には、かなりギリギリのところと既存の小学校が建っていた辺りぐらいまでトラックを拓げるイメージで、極力既存の建っていた側の方には野球場の3塁側が掛かってくるようなイメージとテニスコートが出来上がったイメージが一番説明としてはよろしいのかなと思っています。

昨年の工事でここに体育倉庫って今入口の付近にポツンと建っているところがあるのですが、大体このラインがこれまでの小学校の建っていた位置関係なので、このトラックの部分も大体建物のギリギリ際に行くぐらいのイメージで作るということを理解していただければよろしいのかなと思います。あまり高低差を崩したりとかっていう工事には至らないですし、あと排水の暗きょという部分にもあまり手を付けずに側の排水とかは整備しますけれども、基本的には大きい工事にならない感じで整備する予定となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[梅森議員挙手]

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） ちょっとずれてしまうかもしれないですけど、気になった点があったので。これ工事期間ですかこれ。工事期間が6月30から11月30日までになっていますけど、これお祭りの駐車場として使う予定があったよ

うに記憶しているのだけど、今年使わないのですかね、このグラウンド。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） お祭りのグラウンドもそうですが、一応工期は6月30日からとなっていますが学校の体育授業の調整も含めて一応6月30日から工期としますけれども、この時点ではまだ囲いとかはせずに資材調達とかできることをやっていただいて、基本的にしっかりと工事にかかるのは2学期以降になるような形で今現場と調整する考え方で進めています。ですからお祭りの時点でこちらは駐車場として使わせていただく形です。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 同じような意味でもう1点。せっかく立派なグラウンドを作っていただけるってことなのだけれども、今後もお祭りの駐車場で使うのであれば、強度とか色んな問題が発生してくると思うのだけれど、その点を考慮に入れて契約しているということでもいいですか。施工の内容というのかな。ちょっと本旨から外れるかもしれないけれども、これから使うのであればそれに合わせたグラウンドの整備になると理解してよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これまでもグラウンドの状態です特に駐車場にするためという整備は行っていませんが、一応グラウンドとしての状態のままでもうまかまつり等の駐車スペースとしては問題ない形で使っていたと思いますので、強度的な問題はないと思いますが、ただ土埃が舞うだとかといった部分のところは正直出るかと思うのですが、基本学校グラウンドという設備なので、それ以上の施工ができないのかなというところでは考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） そういうことをお聞きしたというのは、私の記憶の中ではお祭り、雨降ってグラウンドがぐちゃぐちゃになってしまった後の整備に大変苦労したという記憶があります。多分皆さんも関係者は覚えていると思うのですが。ああいうことになると今度学校教育にも当然影響を及ぼすので、

その点も考慮していただきたいなという思いから質問させていただきました。教育委員会ではなくて専門の方がいいのかな。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 趣旨としては理解しましたが、通常の学校教育の運動の後、イベントで言えば運動会の前の日に雨降った場合の水はけというような表現をした方がいいのかと思うのですが、確かに多く雨が降ると水はけの問題でぐちゃぐちゃになる形にはなると思うのですが、一応他のグラウンドに対してもこれ以上の施工は通常方法としてはあまり変えていませんので、若干追分よりかは落ちると思うのですが、基本的なグラウンドの整備の方法としては一般的な考え方の整備で行う予定となっています。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎議員） 2学期から始まるということですが、その間早来学園の子どもたちの体育授業及び部活動はどこで行われるのですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 野球においても今現在もそうですが、ときわ公園なりの施設を優先的に今使用していただいていることもありますので、これは地震後からしばらく続いている状況で、今現在もそんなような状況でやっている部分が多々ありますので、その辺はもうしばらく継続する形となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありますか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） これ部活動に使ったりとかして当然いくとは思いますが、中学校の7、8、9年生も使うということで。例えばテニスコートとか野球場とか、ここを継続的に利用する関係者ときちんと色々な話し合いが

できた上でのこの予算だと思うのですが、その辺は出来上がってからこうだったら良かったのについていうことが無いような形になっているのか、ちょっとその確認だけさせてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） その話になりますと、例えばテニスコートでも一番いい工法はこういうものがあるからこうしてほしいとかの要望は当然あります。野球場にしても水はけの問題とか色んなことでこういうものがありますということは話をいただいた部分がありますが、当然その辺予算の絡むこともありますし、学校の施設としての整備の範囲でそこまでを望むかどうかも含めて一応、それは確かに現場の先生のお話を聞いたりしていますが、全てを取り入れたものもあるとは言えないところが現実の折衝だったと思っていますので、その辺については私たちも正直もう少しお金が出せるのであれば、がっちり水はけの問題も含めて検討材料がありますが、その辺において考えると上限がどこまでがいいか悪いかの判断にもなりますのでその辺非常に難しいところで決断させていただいた経過となっています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 整理がついたから話し合いとか色んな去年とかの段階で整理がついたからこういうふうに予算が上がってきて発注という形になっているのだと思うのですが、色んな相談も受けている中で今後大丈夫なのかなという心配もありまして、一応確認だけさせていただきました。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 鳥越議員がおっしゃっているのはテニスコートのことではなかろうかと思うのですが、今回例えば追分中学校の方も今年テニスコートを整備かけたのですが、当然早来で言われているような1クラス上の整備をしてしまうと当然追分もしなければいけないとか。そういうことも含めて全体的な調整も含めた上で進めていますので。そこでその協議が成立したかしないかの部分になると、当然全てのものが納得していただけたかどうかと言われると当然その希望は通らなかったということで担当からは今後はお話を受ける可能性があると思いますが、一応町の整備の方法としては統一を図った上で整備させていただいた経過はとらせていただいています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） ランクの問題でなかったような気がするのですが、お金が掛かる掛からないはあると思うのですが。ただ使っていく中で当然ちょっとお金をかけても臨まれた方がよかったのかなという、例えば不具合が出てきた時には当然学校教育というか、そこで使うものなので更新していくのだらうと思うのですが、そういう懸念の話だったのではないかなと私は思っているのですが、そこら辺は今まだできていないものを更新の話をしてどうするんだというかもしれませんが、とりあえず今後何かあった時にはきちんとまた色んな専門の人たちの話も聞きながらやっていただければどうか確認だけさせていただきます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） うちの、私が担当したというよりか技術者の方できちんとその辺のことを説明した上でお話をさせていただいていた経過があります。ただ、その当然納得がいかないということで何度かご意見をいただいたとか、お話をいただいたことが教育委員会が理解していないということだとかということも聞いていますが、少なくともご提案いただいた内容というのはテニスコートの整備においては1ランク以上、かなり本格的な整備の方法だったので、金額も違う部分がありましたので、できてから不具合が起こる部分でいえば追分中学校においても既に起こっていてもおかしくないというような普通の整備の方法なので、そういった観点ではなかったと思われますので。当然何か不具合が起これば私たちも責任を持って対応することは間違いないので、そういった経過でなかろうかと思えます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 最後確認したいのですが、今回の工事に限ってはこれ以上の増額は無いという認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 資材の高騰だとかそういったようなものが通常言われている比率を超えないことであればこのままでいけると思うのですが、よっぽど施工上に何か途中で課題としてやらなければいけない場合にはまた別の問題となりますが、今の段階では絶対という言葉でもないのですが資材高騰とかそちらの予測は私の方では取れませんので、そういった回答で申し訳ございませんが。一応このままでいきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第7号ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 議案第7号朗読

議案第7号

ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結について

令和5年4月19日に締結したときわキャンプ場第2サイト造成工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決を求める

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 契約の目的	ときわキャンプ場第2サイト造成工事	変更前と同じ
2 契約の方法	指名競争入札	変更前と同じ
3 契約の金額	48,125,000円	70,532,000円
4 契約の相手方	勇払郡安平町安平442番地 瀧本産業 株式会社 代表取締役 瀧本 哲也	変更前と同じ

補足説明ですが、配布資料の工事位置図及び全体計画平面図を参照しながらお聞き願います。当初の契約が議会の議決案件ではなかったことから、これまでの経過を踏まえてご説明させていただきますと、令和4年度にときわキャンプ場第2サイトの実施設計を発注し令和4年度内に工事を完成すべく6月定例会において政策予算を計上していましたが、実施設計の受注会社内でコロナウイルスがまん延したため実施設計のペースが遅くなり、工事発注にも支障が出たことから将来的なときわキャンプ場のあり方を検討すべく、第1サイトを含めた基本計画を追加しつつ、委託期間を当初の9月30日から翌年の2月28日まで延長しました。このことによって工事請負費を令和5年

度で繰越しする必要があったことから令和4年12月定例会において繰越明許費の手続きを行い、令和5年4月13日に繰越処分の入札を行いました。契約額は4812万5000円です。今回は令和5年度分の予算を用いて設計変更をさせていただきますが、別途工事として発注しない理由としてキャンプ場の営業期間中に複数の業者が入ることによって現場が煩雑になり、キャンプ場を利用されている方々にご迷惑をお掛けすることから設計変更によって対応するものです。

工期については当初令和5年4月20日から10月31日でしたが、設計変更することによって期限を30日間延長し11月30日までとします。

主な工事概要ですがA3版の全体計画平面図をご覧ください。図面の中心から右側が繰越予算で造成する当初発注区分のオートサイトになります。区画としては11区画で車の乗り入れが可能ですが、電源なしのサイトとします。1区画当たりの面積は駐車場スペースを除く100㎡とします。中心から左側の太い破線で囲まれている部分が今回設計変更で造成するフリーサイトになります。想定では13張り張れることとしています。

運営の仕方については今後指定管理者と協議しながら進めていきます。

また、付帯工事として通路の整備、ソーラーフットライトの設置や植樹及び伐採、フェンス等の設置、癒しの空間としてファイヤーピットの設置、第1サイトの駐車場が降雨によりぬかるみが発生しリアカーによる荷物の運搬が困難になることから路盤の整備を行うなどが主な工事内容となっています。現在のところはトイレや炊事場は第1サイトをご利用いただく予定ですが、利用者のご意見や指定管理者と協議をしながら必要な場合は設置場所等を考えていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 図面を見る限りオートサイトは昔駐車場スペースがあったところの部分になるのかなと、若干この中に入っているのかなと思いましたが、変更契約で追加された分のフリーサイトについては了解しましたが、これ駐車場というのが非常にわかりにくいので、この図面で駐車場スペースはどこにあるのか教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） この図面でいきますとオートサイト側の右側の方に道路が見えているのがわかりますでしょうか。右側の方の上から下の方に曲がってくる、これが沿路になっているのですが、この沿路に沿ってちょうど駐車場の区画が入っていないのでわかりづらいのですが、ここの下側の空いているところが駐車場スペースということになっているのですが、オートサイトの入口部分にも実は元々駐車場があったということで、この部分については今回オートサイトの通路がここに入りますので、ここの台数分についてはオートサイトの方で飲み込んでいこうという計画になっています。多少やはり台数的には何台かは入りきらないという部分もあるので、それは既存の駐車場を使っていたり、もともとある第1サイトの方の駐車場を整理して入れていこうという計画になっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） もともとあるスペースの中での駐車場のスペースにしちやおうという話で。こちらあの、もともとそんなにスペースがないのにそれで駐車場スペースが足りるのかという疑問とですね、追加された部分のフリーサイトですから、これについても駐車場スペースっていうのは別枠で何も無いということの理解でいいのでしょうか。これだけ台数とかキャンプサイトが増えて来ると当然人数が増えてくるということになりますので、必要スペースかと思うのですが、その辺はいかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 駐車場自体もギリギリと言いますか、入るか入らないかということも確かにあります。今回第1サイトの方の路盤整備ということで少し駐車場内整備させていただきますので、その整備することによっても一台一台の区画をきちんとして、実際に停まれる台数も増やしていこうという部分もあります。今までちょっとわかりづらかったところもあって車の止め方も雑な部分もあったものですから、そこもきちんと整理しながらやっっていこうと思います。ただ、将来的には年間1万人来ていただいているところをこれから1万5000目指すんだ、2万目指すんだという話になってくればますます駐車場問題も出てきますので、その部分については今後の更なる計画というものを立ててきちんとやっっていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら聞いていたら申し訳ないですが、財源内訳はどのようにになっているのかと、あと費用対効果、今1万5000人目指していくということになればとのお話も出たのですが、費用対効果はどの程度見込んでいるのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 費用対効果については、まだこのオートサイトの料金設定をまだやっていないので今年度中には料金設定をして議会の方に計上させていただきたいと、諮らせていただきたいというふうに考えていますが、その時に総体的な収益の部分についてはわかるかなと思っていますので、その時には総体的な費用対効果というものははっきりするのかと思っています。それと繰越明許の方の5717万8000円は一般財源ということ、はい。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで3時15分まで休憩とします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（多田政拓君） 日程第10、議案第8号財産の取得についてを議題とします。提案説明を求めます。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第8号朗読

議案第8号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

記

- 1 取得しようとする財産の種類 安平町スクールバス購入事業
- 2 契約の相手方 苫小牧市一本松町9番地2
北海道いすゞ自動車(株) 苫小牧支店
支店長 深澤 靖広
- 3 取得の目的 安平町スクールバスの購入
- 4 取得の方法 指名競争入札
- 5 取得の価格 22,082,010円
- 6 取得の時間 令和6年3月
- 7 支払方法 全額一括払い

入札結果は別紙参考資料のとおりで、3社による入札を実施し予定価格に対して59.89%で落札されています。購入する車輛は46人乗りのバスで、現有平成11年製の車輛との入れ替えを行います。主なバスの仕様を説明しますが、配布しました参考資料をご参照の上お聞きください。

購入車輛はディーゼルエンジン車で車輛寸法から中型バスとなります。安全運航の補助装備、寒冷地仕様、冬タイヤ及びドライブレコーダーなどの付属品を含めた仕様となっています。納期は本年度中ですが、納期が変動している現状ですが、冬場の故障が多い現車をできる限り早期に更新を進めたいと考えています。以上で説明を終わりますのでご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第9号

○議長(多田政拓君) 日程第11、議案第9号財産の処分についてを議題とします。提案説明を求めます。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 建設課参事。

○建設課参事(伊藤富美雄君) 議案第9号朗読

議案第9号

財産の処分について

次の財産を処分したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の処分をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

記

- 1 処分しようとする財産の種類 土地
- 2 処分しようとする財産の所在、地目及び面積

所 在	地目	面 積
安平町遠浅696番4	原野	20,000㎡
合 計		20,000㎡

- 3 処 分 先 北海道札幌市中央区北4条西1丁目共済ビル3F
株式会社 北海道畜産公社
代表取締役社長 楠木 隆人
- 4 処分価格 15,000,000円
- 5 処分の時期 令和5年度中
- 6 支払方法 全額一括払い

補足説明をさせていただきます。今回処分しようとする土地は平成9年7月、旧早来町時代下水道処理予定地として株式会社苦東敷地内にある早来源武の土地2万㎡を取得したが、その後取得した土地が軟弱地盤であることが判明し下水道処理建設が困難となり、他の候補地を模索した結果、現在の早来新栄に下水道処理場を建設しました。これにより早来源武に取得した土地は不要となり、周辺も水田や牧場、原野と将来的にも町で保有し開発する見込みがないため、株式会社苦東にお願いし今回の土地、遠浅694番4と早来源武の土地を平成12年11月に等価等積交換により取得したものです。当時は苦東計画の中で都市機能地区に位置づけられており、畜産公社と、

(理事者側協議)

○建設課参事(伊藤富美雄君) 申し訳ございません、所在の番地が間違っていましたので訂正させていただきます。安平町遠浅696番4です。申し訳ございません。そして土地を平成12年11月に等価等積交換により取得したものです。当時は苦東計画の中で都市機能地区に位置づけられており、畜産公社と居住地を分ける緩衝緑地という目的で交換取得したものです。

今回の財産の処分については行政報告にもご説明しましたが、防疫対策へ

の協力、事業拡大に伴う従業員増に伴う人口増、地産消費の拡大に期待されるところです。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第10号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第10号令和5年度安平町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第10号朗読

議案第10号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度安平町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の確定等により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第10号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,549,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町一般会計補正予算(第2号)について提案説明をいたします。今補正の主なものとしては、歳入では令和4年度一般会計決算による繰越金7399万4000円の増額など、歳出では早来中学校仮設校舎跡地の造成事業費2839万8000円の計上、低所得者世帯への臨時特別給付金支給事業費4125万1000円の計上などとなっています。

それでは歳出から説明を致します。14ページをお開き下さい。1款議会費

は地方自治法の改正に対応した議員必携改訂版を購入するものです。

15ページにまたがる2款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員に係る経費となりますが、雇用形態の変更及び対象職員の増減により補正をするもので、また18節市町村職員退職手当組合負担金は、定年引上げに伴う負担金率の変更により減額をするものです。2目電子計算費(1)総合行政ネットワークシステム運用事業はラインワークスの利用者増による増額などで、(2)電算機器等管理経費は北電柱移設に伴う光ファイバー移設工事の増額です。16ページにまたがる(3)戸籍情報システム改修事業は、振り仮名の法制化に伴う想定作業経費及びシステム改修に係る経費の計上です。7目財産管理費11節は旧安平小学校及び旧遠浅小学校の電話代で、当初予算で見込んでいなかったため計上するもので、12節土地分筆業務委託料及び開発行為申請等業務委託料は早来中学校仮設校舎跡地の造成事業によるもの。公共下水道管渠実施設計業務委託料及び14節分譲地下水道整備工事は早来栄町分譲地の事業費組替えを行うものです。10目企画費(1)地域公共交通対策事業は国と道の支援制度を活用したJR日高線調査実証実験に係る負担金の計上で、(2)企画調整事務経費は胆振管内自治体職員合同研修会開催に係る旅費の計上です。17ページ(3)総合計画策定事務経費は未来創生委員会の外部有識者の参画に係る経費の計上で、11目まちづくり推進費(1)定住促進事業18節民間賃貸共同住宅等建設支援事業助成金は早来学園の開校や千歳市への半導体企業の進出の関係で、住まい確保に関する問い合わせが増えており、今後の支出が見込まれることから増額、移住支援金は対象者からの予備登録申請に伴う増額です。2項2目賦課徴収費は令和4年度軽自動車税環境性能割の増額により翌年度負担する徴収取扱費が増額となるため、18ページにまたがる5項2目各種統計調査費は住宅・土地統計調査市町村交付金決定見込みによりそれぞれ増額をするものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費(1)地域福祉推進事業経費は、公共交通回数券の自動更新に伴う郵送料及び扶助費の増額で、(2)低所得者世帯臨時特別給付金支給事業は事業に係る事務費の計上及び3万円掛ける1300世帯分の給付金の計上です。19ページ5目ぬくもりセンター施設費10節はぬくもりの湯のシャワー混合栓の交換などの修繕見込みによる増額で、14節は雨漏りがある軽食コーナーの屋根廻り補修工事などを行うため増額、17節はひまわりの湯の利用者増に伴うシャワーキャリーなどの備品を購入するため増額をするものです。9目高齢者福祉費は交付対象者が想定され予算が不足する見込みがあることから増額するもので、10目高齢者福祉施設費(1)高齢者施設管理運営経費は、ぽっぽ苑の玄関に段差が生じて車いすの利用が困難となっているために改修工事を行う修繕料などを計上するもの。(2)デイサービスセンター改修事業は老朽化に伴うサックルの給湯配管改修工事費などの計上です。20ページ11目介護支援費(1)介護保険事業特別会計繰出金は退職手当組合負担金の負担率変更などにより繰出金が減額となったもの。

(2) 在宅福祉事業は新規申請者が当初見込みより増えたため増額をします。12目しょうがい者福祉費は令和4年度しょうがい者医療費国庫負担金の収入超過による返還金の計上で、2項4目認定こども園等運営経費10節は早来こども園の屋外雨水管の修繕料の計上、22節は令和4年度地域子ども・子育て支援事業費国庫補助金などの収入超過による返還金の計上です。21ページ5目児童手当費は令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金の収入超過による返還金の計上です。

4款衛生費1項1目地域保健費は安平町地域医療提供体制維持費補助金の追加申請により当初予算が不足するため増額。5目環境衛生費はゼロカーボンシティに向けた事業推進を図るため地域マイクログリッド検討調査業務などの経費を計上するものです。マイクログリッドとは小規模電力網、エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でエネルギーを地産地消する仕組みのことです。22ページ7目保健センター管理経費は自動ドアのセンサーの修繕を行うもので、6款農林水産業費1項1目農業委員会費は農業者年金業務委託金の減額による財源振替です。4目農業振興費18節有機転換推進事業補助金は有機農業に初めて取り組む者に対し、掛かりましの経費を支援するもので、安平町農業再生協議会交付金は安平町農業再生協議会が取り組む有機農業産地づくり推進事業に補助するもの。農地利用効率化等支援交付金は農業者が導入する機械購入費の補助を行うもので、追加配分により実施するものです。

23ページにまたがる7款商工費1項1目商工業振興費(1)企業誘致推進事業経費は企業版ふるさと納税の企業に対する感謝状の額縁購入経費の計上で、(2)商工振興事業経費は創業等支援事業補助金の対象者の増により増額をします。(3)安平町商工会補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、当初予算で計上しているプレミアム付き商品券の発行事業のプレミアム率を20%から30%に増やすもので、(4)にぎわい交流館管理経費はラピア親水設備の電動バルブの修繕料の計上です。24ページにまたがる2目観光費(1)道の駅運営事業経費1節から8節は集落支援員の交代に伴う引継ぎ期間3か月間分に係る経費を追加するもので、18節は菜の花シーズンの来訪者対応に係る警備員増員経費の町負担分を増額するもの、(2)イベント経費は台湾交流派遣事業に係る旅費などの計上です。

8款土木費2項3目道路新設改良費は財源振替で、遠浅酪農2号線改良舗装事業の事業費内定により国庫補助金が減額することから地方債を増額し対応するもので、4項1目都市計画総務費は土地利用規制等対策事業交付金の内示による財源振替です。25ページ5目公共下水道費は前年度繰越金確定等による繰出金の増額で、5項1目住宅管理費は高額修繕の増に伴い予算不足が見込まれることから増額するものです。

9款消防費1項2目災害対策費は地域防災計画に反映し防災力向上に繋げるため、防災・減災教育プログラムの開発を行うものです。

26ページ10款教育費1項1目教育委員会費は、いじめ防止対策を行う上で

第三者有識者委員の招致に要する経費の計上で、3目義務教育振興費は月額料金の積算誤りにより不足分を増額するものです。4目教育振興費は申請者及び採用者の増に伴い増額するもので、5目教員住宅管理費は高額修繕の増に伴い予算不足が見込まれることから増額をするものです。27ページ2項1目学校管理費は会計年度任用職員の新たな雇用による経費の増額で、3項1目学校管理費は旧遠浅小学校から追分中学校にグランドピアノを運搬設置する経費の計上です。28ページ4項1目学校管理費1節から8節及び18節は会計年度任用職員の雇用をフルタイムからパートタイムに変更する経費の組替えて、12節は風除室に設置されている銘板を新たに作成するため計上をするものです。29ページ6項4目学校給食費は財源振替で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の保護者負担を軽減するものです。5目スキー場管理費はゴルフカートのリース料確定により減額するもので、7目スポーツセンター管理費は製氷上整備車輛の価格改定により予算が不足するため増額をするものです。

11款災害復旧費2項1目公立学校施設災害復旧費は財源振替で、早来中学校仮設校舎解体事業が災害復旧債の対象外となったことによるものです。

30ページ13款給与費2節及び3節は人事異動等による整理及び任期付職員の採用などにより補正をするもので、4節は保険料率の変更によるもの。また18節は定年引上げに伴う負担金率の変更により減額をするものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金2節は地域産業活性化プロジェクト事業費の追加などによる増額で、3節は低所得者世帯臨時特別給付金支給事業などに対し交付金を充てるもの、4節は公共施設のWi-Fi導入経費など自治体DX事業に対し充てるもので、交付決定により計上するものです。3目衛生費国庫補助金は再生可能エネルギー導入目標策定事業に対し交付見込みの補助金で、5目土木費国庫補助金は事業費の内定により減額となるものです。9ページ3項3目農林水産業費委託金は決算見込による減額です。

17款道支出金2項1目総務費道補助金1節は交付額決定による減額で、2節は移住支援金に対し交付されるもの。3目衛生費道補助金はマイクログリッド検討調査業務に対し交付されるものです。10ページ2項4目農林水産業費道補助金、強い農業づくり事業費補助金は農地利用効率化等支援交付金に対する補助金で、みどりの食料システム戦略推進交付金は有機農業産地づくりへの取組みに対する補助金です。5目土木費道補助金は内示により減額するもので、18款財産収入2項1目不動産売払収入は北海道畜産公社へ町有地を売却するものです。

11ページ20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、2目まちづくり基金繰入金は安平町消費拡大地域活性化事業補助金の財源振替などにより減額をするものです。9目育英基金繰入金及び2項1目特別会

計繰入金は歳出の補正に伴う増額です。

12ページ21款繰越金は令和4年度一般会計歳入合計107億1309万8341円、歳出合計104億8840万6752円で、歳入歳出差引残額2億2469万1589円から繰越明許費及び事故繰越の一般財源7569万6000円を差し引いた実質収支額は1億4899万5589円となります。地方自治法第233条の2及び安平町基金条例の規定に基づき剰余金の2分の1を下回らない額として7500万円を財政調整基金に積立てます。残りの7399万5589円から科目設定分の1000円を差し引いた額を計上しています。

22款諸収入4項6目雑入、町有林立木補償料は町有地の立木伐採に伴う補償料の計上です。

13ページ23款町債1項4目土木債は国庫支出金の減額による財源不足分を地方債の借り入れの増額により補うもので、6目災害復旧債は早来中学校仮設校舎解体事業が災害復旧債の対象外となるため減額をするものです。

次に債務負担行為補正について説明しますので4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正は今補正の開発行為申請等業務委託ですが、令和6年度分の事業費1260万円を追加するものです。

次に第3表地方債補正の変更については遠浅酪農2号線改良舗装事業の限度額を5000万円から1億200万円に変更するもので、起債の方法、利率及び償還方法は変更ございません。5ページ廃止については早来中学校仮設校舎解体事業で、災害復旧債の対象外となったため廃止するものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億6683万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4904万8000円とするものでございます。ご審議のうえご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。14ページをお開きください。14ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ15、16ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 16ページの関係の財産管理費のところの公共下水道管の関係ですが、こちら同じ額が増額と減額の補正されているのですが、こちら要因はどのようなものでしょうか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについては先ほど副町長の説明にもありましたが、当初予算で工事請負費の方に委託料の方も含まさって計上していました。それを委託費を今回の補正で計上させていただいていると。そして工事請負費の方を同額減額させていただいているということです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） どのようなあれでそのような計上間違いが起きたのか。もし原因がわかっていればお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） この予算については栄町の宅地分譲にかかる部分の予算でして、その宅地分譲にかかる一括での数字を工事請負費としてあげてしまったものです。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ17、18ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ19、20ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 20ページの一番下の4目の認定こども園の修繕料の関係ですが、こちらは町とこども園でどれぐらい負担をそれぞれするかとか、それとも町だけで全部負担するのか、その辺のところをお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちら今原因を調べていて、一応原因的に考えますと多分地震の後遺症か何かという形で、例えば通常の管理でゴミが詰まっておかしくなったとかって点が見受けられませんので、今のところはこちらで持つという考え方をしているのですが、もうちょっと中身をきちんと工事費を含めて原因を究明した段階では若干の負担を求める可能性はあるかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分その協定か何かの関係で書かれているかと思うのですが、他の議員さんたちも度々取り上げてはいるかと思うのですが、今後ある程度明確に数字とか、どのような事由だった場合はこのように負担割合を定めるなど、そういうのも明確にする方がいいかと思うのですが、今後の考え方はいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この件については今回報告のありました監査請求もあった上で監査委員さんの方からもそういった考え方できちんと行っていくようにということもありますので、その点も含めて今現在見積もりの段階ではありますが、きちんと工事が進む段階ではそういったような形で残していきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ21、22ページ。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私の方からは21ページの5目環境衛生費の中の委託料と

ということで再生可能エネルギー導入という項目での委託ということでして、当初予算の917万7000円というところからは大きく枠がかなりボリュームアップして、中身としてはどういうことをされるのかということをもう少し詳しく教えていただけますか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） まず当初予算におきましては再生可能エネルギー導入目標策定業務として委託料を計上させていただいているところで、本補正についてはゼロカーボンシティに向けた事業推進業務委託と合わせて公共施設における再生可能エネルギーの導入可能調査業務として計上させていただいているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） なかなか中身がよくわからない。正直言ってどのような委託をしてどういう結果になるのか、枠すら何のことなのかよくわかっていません。申し訳ないですが勉強不足なのですが。自然エネルギーを使ったらどうのこうの、それでマイナスじゃあ普通の電気を使ったらプラスいくらかかっていう環境に対する査定の仕方をどこかで調査をするというか出していくという感覚なのか。項目的にもうちょっと説明が無いと、ただただ国からの予算が来て委託業務をどこかの誰かに渡してお願いするという事だけだったら全くちょっとわからないので説明をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 高山議員のご質問ですが、どういうことをやるのかです。まずは再生可能エネルギーの導入目標策定、これをまずします。この部分については当初予算で計上済みです。今回国の補助の部分が第一指定が取れましたので、それに伴いましてゼロカーボンシティに向けた事業推進支援業務というものがあります。これもその補助の内容の中に当てはまって2700万の中の一つの事業という形になります。

もう一つが公共施設と再生エネルギー設備導入可能性の調査業務。ですから公共施設のところにLEDだとかそういう部分を導入している部分もあるのですが、それ以外に変電施設等の部分だとか、それが可能なのかどうか。ここの施設が売電ができるような太陽光の部分を付けられるのかどうなの

か。こういうような調査をしていく部分も一つあります。

それと地域マイクログリッド検討調査業務というものがあります。先ほど地域マイクログリッドのご説明をしましたが、まず一つは地産地消という部分がありまして、小規模電力網を持って何か有事が発生した時にその電力をその地域の中で使えるかどうか。その再生エネルギーを発生させる施設をどこに置いてどのエリア、学校、病院、そして在宅酸素だとか高齢者福祉施設の電力網の部分で賄えるかどうか。そういう部分の調査を含めた中で今回の2758万8000円という形になります。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページ。質疑ありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 24ページのイベント経費のところですが、こちら台湾交流の関係でという説明があったのですが、全員で何人行かれてどのような方が行くのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） まず人数については今のところ6名で検討した予算の組み立てとなっています。こちら4月27日に台湾との友好交流の協定を結ばせていただきまして、台北で行います観光の方のイベントにまず安平町として参加させていただきながらこの間ご縁があります台中の追分、今回協定を結ばせていただきました台南の安平区といったところを回りながらの計画としています。

今回友好協定については文化的なものもありますが、この後教育ですとか経済、特に経済についてはこの大きな台南区については九州の半導体で立地していただいた企業のもともとの工場がある。その大きな場所でもあるものですからそういったところを一度視察をさせていただきながらタイミングが合えばご挨拶と言いますか、前回はリモートでの調印式だったものですから、面談可能であればそういったものも含みながら行っていきたいと考えています。

合わせて来年については安平区が100周年を迎えるという年でもありますので、今回をスタートにしながら一つずつ積み上げながらこういった協定を結んでいくための予算ということで今回計上させていただいています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら6名全員のあれでこの金額、それ以上ではないということでしょうか。具体的にはどなたが行くことになっているか、職員の方なのでしょうか。その行かれることによってどのような費用対効果を見込んで計上されているか。ちょっと難しいかもしれませんがお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 行くメンバーについては人というよりは課で一旦整理をさせていただこうと思っておりますが、町長含めてこれからの教育というところでの結びつきで教育委員会、そして経済のところを考えますと商工、あとは政策推進側の方で町長含めて3課体制ということで考えています。

費用対効果というところですが、先ほど説明させていただいたとおりこれから安平区との繋がり、大きな枠組みでは台南との繋がり、先ほど昨日来から来たラピダスも含めて台湾というのは半導体という中では世界でトップの国ですので、今後そういったところの可能性も含めながら考えますと相当な効果をもたらしながら今回お邪魔させていただこうかなと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 昨年10月、道の駅あびらD51ステーションにおいて、これは台中の追分駅、台湾のですね、そことうちの道の駅のD51ステーションにおいてオンラインでそういった交流も行っています。台湾の方では100人ぐらいの方に集まっただきながらこちらでもオンラインで対応していくと。そういった観光振興の交流もしていますし、JR追分駅には既に台湾の方にご来訪いただけるように追分ゲートウェイということでそういったパネル展示も一緒にさせていただいていますので、行政報告で説明させていただいたとおり、台湾との安平区が今回協定を結ばせていただきましたが台中、

台北、全体的な部分含めて経済交流また文化交流、教育的な経済観光、これから実際的にはそういった関係性を構築していくという形になりますので、そういったところを見据えると様々な効果が得られるのではないかと期待しているところです。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） この経費の中には台湾台北駅で開かれる日本の観光物産博、こちらへの出店の経費も含まれていまして、日程的にもそこにぶつけて今回交流事業を行うものとなっています。

コロナでインバウンドの方はだいぶ少なくなってきていまして、コロナが明けてだいぶ戻ってきているという情報も聞いています。内訳としては台湾の方、韓国の方、タイの方のあたりがだいぶ北海道に入ってきているという情報も聞いています。ですので台北駅で台湾の方に向けて安平町のPRをしっかりしてきて北海道に来た方が安平町にお立ち寄りいただけるようにPRをしていきたいと思っておりますし、その効果は数字で今の段階ではお話はできませんが、大きな効果があるのではないかと期待しています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページ。質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 26ページの1目教育委員会費のところのいじめ防止対策委員ですが、これは説明の内容を見ますといじめ疑いの案件において通常学校教育委員会が対応を行っているが、保護者とのやり取りとして第三者においての判断が望まれるケースが増えており、確定した案件に限らずいじめ調査を行わなければならないことに対して計上するものというふうに説明されていますが、ということはやっぱりいじめがあったとことなのか。それとも先に説明を、あったのかどうかまず

○議長（多田政拓君） 米川議員にお尋ねします。今内容の説明の時にこの部分の説明は無かったように伺いますが。副町長の発言では。

○2番（米川恵美子君） あ、そうですか。わかりました。それじゃあこのいじ

め対策防止対策委員というこれはどうしてこの委員を設けなくてはならなくなつたのかということと、それから委員の人数だとか名前は公表できるのかどうかとか、委員がどんな役割を果たすのかということをお伺いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 実際に今いじめの問題は、いじめの疑いとか嫌な思いをしたという形で結構ピックアップして行うのですが、その中で保護者とのやり取りの中で当然学校とやり取り、教育委員会とやり取りとなるのですが、その話し合いもですね正直私たち教育委員会と学校は一つの同じ関係者だということで、そういうこととお話を拒むようなケースも出てきているのですよね。それを客観的に判断していただくところを求められるケースも最近多くなってきたものですから、そういった形でこの方々は北海道のいじめ問題の委員さんをやっている方をお願いして起用しているのですが、弁護士だとか心理士といったような形のなかの1人、2人ほど胆振の方から紹介していただきまして、それが客観的に私たちが対応している案件に問題性がないかというような形で判断をしていただくということで。直接いじめがあったかなかったかというか、確かにそこで判断もその内容を聞いてしていただくのですが、あったからというので今ちょっとよく報道とかであったようなケースではなくて、それが私たちの対応も含めて正しいものなのかも今の保護者さんも結構そういう望み方をするものですから、こういったような対応策をさせていただいていることです。そして本格的になればよく聞かれる第三者委員会とかきちんとしたものを作っていかなければいけないので、今後はその辺も含めて非常勤特別職とかわが町にはまだそういう設定がございませんので、それも含めて今後きちんとした対応ができる体制を作っていければなと思っています。今の段階ではそういう具体的にというところではございませんので。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 重大な事案が無かったと理解しますが、いじめの防止委員に依頼するより先にスクールカウンセラーという方はいらっしゃらないのでしょうか。そこで色んな小さな問題に対応できるようなそういうスクールカウンセラーは道からも派遣されていたかと思うのですが、どうなのでしょう。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 正直今そういった制度も含めて保護者の方にもそういった事案も含めて対応できるものにも提案はするのですが、そういったものにもなかなか理解を示さないケースもあったりする場合とか色々なケースの一つの素材としてこういった体制を整えさせていただいているというのが今の対応の内容となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページ。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） まず27ページの小学校の管理経費が、これどうして3月に今年度の審議をして決め合って、そして2か月も経たない内に会計年度職員を使わなければならないことが起きたっていうのは、どういう理由で何の業務が増えたのかお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちら説明する時に合わせて義務教育費、中学校費とも絡んでお話をさせていただくのですが、一応来年度というか翌年度の学校の体制を含めてその学校に町として対応すべく会計年度職員、例えば今までですと教育補助員だとか学校指導員だとか色々なお名前の部分のことをお話させていただいて、例えば学習指導員とかは数年前に町で持っていた教育補助員を一掃できるほど道の資金で配置ができた経過があったのですが、実は3月に本年度その学習指導員とかも7月までで全て切れるとか、あとスクールサポートスタッフも当たらなくなるとかというような激変な状況が3月になってから発生しました。そこで更に次の年度の先生の配置の中で僅少差で先生の配置を、当初期限付きに行いますよとかいうような先生の配置もあるのですが、その先生の期限付き方自体が見つからなくて、実は今追分小学校で1名、早来学園で2名の先生の不足が生じています。今年から義務教育学校、中学校、小学校と予算が3つに分かれて、翌年度の内容に含めてこれを

きちんと予算立てしたのですが、今ご説明したような内容が急激に変わってしまったことによりまして、例えば義務教育学校に充てていた予算が早来学園では使えなくて追分小学校で使うべきような対応ができる予算になる。そして例えば、それまで小学校で使おうとしていたものが逆に義務教育学校の方の早来学園で使うことになるということで元々の予算額の範囲内で科目を移動させていただいたのが現状となっています。ですから今回道の方の関係で、本来ですと臨時議会の時にでも早急に対応できればよかったです、なかなかこの辺のところをずっと期限付きの先生も探している状況なものですから、本来は解消できるという形で進めていたのですが、それが叶わないということが今になって起こっていますので今回補正で学校にも了承をいただきながらこういったような形で今回7月からどうにか雇えるように科目補正をする形で対応させていただいているのが現状です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 総体的に会計年度職員の我々に提示があったのは116人ですね、予算書の中で。それでね、訳分からなくて何が何だかわからないので、どの課に会計年度職員、パート、フル何人配置してどのような業務をこれは今次長が言っているのは先生のことでしょ。先生なのか事務補なのか公務補っていうのかい、何をしているのかということがわからないので、しっかりと課ごとに会計年度職員のどのような職種になるかについて、今日ではなくていいですけど整理をされて提出をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 会計年度任用職員の関係で、安平町全体で今雇用、任用している職員の状況の資料提供ということですので、総務課の方でもう既に整理したものがありますので、個人情報、お名前は挙げることはできませんが、わかる範囲で提供させていただきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 28いいですね。

○議長（多田政拓君） はい。

○3番（小笠原直治君） あの28ページの先ほど次長との絡みがあってこういう形になったのかなとわからないですが、4月27日に第1次補正予算で25万円が、お金が足りなくなるからと副町長の説明の中で足して、今回減らしていくと。これ何なのかなと思っているし、それで当初副町長の話ではフルからパートというふうな説明があったのだけれども、そんな簡単なことでいいのかなと思って。短くなった時間は誰が担っていくのかと。最初予算組む時にこれだけの業務量があるからこれだけの会計年度任用職員を配置したと。それで決め合ってきてフルからパートに切り替えましたと。いいんだけど、その少なくなった時間誰が担うのかなと思って。もし誰もいないんだったら最初の査定の甘さがあったのかなという面があって、その点どういうふうに絡んでいるのか。これもさっき総務課長が言ったみたくわからない、誰が何の仕事しているのかわからないので後でくれるって言いますから。その辺り今どういう経緯でこうなったのかお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今先ほどのご説明したような絡みで学校現場の人事が決まるのが本当に4月の1週間前ぐらいが現実でありながら、更に道費でも会計年度職員の雇用を与えていただける枠というのも実際その頃にならないと来ないのですよ。それで例えばうちで雇おうというか先ほど学習指導員のお話をさせていただいたのですが、数年前にはうちで雇っていた同様の内容の教育補助員を道費の方で使うようになったということで、それを一旦そちらの方に、道で見ていただくのが正規だと思いますので、そういった形でやったのが今年の事情からすると急に7月末で全部切ってしまいますよとなったりとかそういった事情がありまして。

今多分、小笠原議員が言っているのは会計年度職員という項目が一緒なので減らしたり増やしたりとの話だと思うのですが、今言ったような職種に分けてきちんと予算立てしていますので、前回臨時議会の25万というのが思い出せないのですが、きちんとその項目に合わせた増減をして行っているもので、何とというか違うものを、いや同じものを減らしたり増やしたりとやっていうことではなくて、ちゃんと用途に合わせたように組み替えていることだけは理解していただければなど。先ほどもちょっと誰がどれとやってやらないとなかなか説明がうまくできないなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） それでちょっと聞きたいのですが、早来学園に部活指導員が置かれて報酬が払われているのですが、これいつのどこのところで説明されて、どの経費で充てられているのかね。恐らくパート、会計年度任用職員だろうと思うのですけれども、採用の仕方はね。どういうふうな経過になっているのかね、その辺りどうでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 部活動指導員は一応道からお金をいただきまして、今日のこの予算書には出てこないですよ。一応町の科目で出す形でやっています。
- 3番（小笠原直治君） どこに。
- 教育次長（永桶憲義君） 補正予算のここには出てきていませんけれども。当初予算に出ていますけれど。
- 3番（小笠原直治君） 当初予算の何ページですか。
- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） はい。
- 教育次長（永桶憲義君） あとで私説明します。
- 議長（多田政拓君） 今、補正予算ですので、
- 3番（小笠原直治君） いやいや議長、私は補正予算で出ると思ったの。
- 議長（多田政拓君） 出てないっていう答弁なのですか。
- 3番（小笠原直治君） うんうん。本予算で出ていると言うから言っただけであって、本予算の時に説明なかったのですそんなこと。いやそれは。あれはありましたよ、スポーツ関係の地域部活活動委託料の中には説明がありましたよ。でもこれは違うでしょ。この予算審議の中では出ているのは地域部活活動業務委託料の中にありましたよちゃんと。説明もあって。
- 議長（多田政拓君） 業務委託料。
- 3番（小笠原直治君） だけど早来学園における部活活動については、
- 議長（多田政拓君） 出てきていないでしょ。
- 3番（小笠原直治君） 全然ないから今回出るのかなと思って聞いただけです議長。
- 議長（多田政拓君） 小笠原議員にお尋ねしますが、今補正予算の部分で載っていないということですから、ここでちょっと質疑できないですが。
- 3番（小笠原直治君） いやいや載っていないからいいですよ後で。
- 議長（多田政拓君） よろしいですね。後で確認してください。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページ。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。14ページをお開きください。14ページ質疑はありますか。あ、ごめんなさい。8ページお開きください。8、9ページで質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページ。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページ。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ、

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） あ、高山議員どうぞ。

○10番（高山正人君） すみません、13ページの町債の方の6目の災害復旧債のことで、中学校の仮設校舎のところの組み替えをせざるを得ないと。これ当初といつ頃このようなことが変更になったのか、ちょっとその辺について伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 起債協議になりますので5月ぐらいに今年度の借入の部分の協議がありまして、その際当初は早来中学校の仮設校舎の解体については災害復旧債によって対応ができるということで、こちら側として

は予算組を組んでいたのですが実際の協議の中で対象から外れるというお話になりまして、今回組み替えをさせていただく流れとなっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入を終わり、4ページをお開きください。4ページ債務負担行為、地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ5ページ質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。あ、総括的な質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 歳入で聞けばよかったのですが、30ページに職員等人件費。これで副町長の方で任期付き職員の採用というのがあって、これも広報あびらの中に出まして、7月付けで、7月1日ですよ。なぜ任期付き職員を採用しなければならない根拠、理由とか。何の業務が増えてなんで雇うのかということがまず1点。説明しっかりこれどういうこと。職員の中でこの職員は広報では教育委員会になりますね。広報の中身でいくとそうですね。教育委員会の中で広報の説明の中で募集欄を見ていくとそうになっていますから。何の業務が増えて2か月の足りない間に何が変わってどうして職員を増やさなければならないのか、その辺りの理由をお願いします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これは当初の時というか魅力化コーディネーターってお話をさせていただいた方の今回雇用になるのですが、正直私たち当初からその方をこの任期付きというか、その形で雇用していただきたいというよ

うな考え方を持っていたのですが、予算上の調整とかもつかないというところで、私たちの不手際もあったのですが、そういった形で会計年度職員という考え方でもってやっていたのですが、先ほどお話をさせていただいたように目まぐるしく今回新しい学園ができたからというわけでなく、道からの先生の派遣だとかそういったところに矛盾点というか、難しさがあって今回この方をお願いするということも非常に町の教育を学校としてやっていただくのにちょっとしばらくの間確実に確保したいなというところが更に強くなりましたので、その点を理事者側の方にも理解をいただきまして、年度途中ではあるのですが待遇面での改善ということで一応2年ぐらいは確保させてほしいということで、こういった手法で対応させていただいたというのが今回の経過となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと意味がわからないので。この方先生で張り付くのですか、先生で。先生の中で張り付きで7月から採用した方は先生として教壇に立ってやるという人を採用したということですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 一応うちの方の指導参事というか指導主事さんみたいなような、一応指導グループの方に配置させていただいて、勤務地は一応役場、教育委員会という形で。主に以前もお話させていただいた総合的な学習の時間などをフォローしていただくような先生の立場で先生をフォローするというような形で。ちょっと指導参事とは違って業務を確認する、検査するみたいなような意味合いとは違って、むしろ提案をして改善をしていくような形で先生の免許も持っていますので、そういった部分で現場に入らせていただくというのが目的となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それなら先ほどからずっと議論の中で先生方の運用、道の運用で足りないとかやらないとか全然話違うでしょ、そしたら。先生方が足りなくて道が来ないからこの運用の中で増えたり会計年度やったりしたと言ったでしょ。道のお金の絡みで。これは違うでしょこれ。教育委員会の形の中で任期付きで採用したということでしょう。業務があるという判断をし

て。そうでしょ。だから早来学園、追分中学校、追分小学校の先生が足りなくてそこに行くのではなくて、教育委員会の中で職員として採用して業務してもらっていることなのですよ。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） はい。人材としては教育委員会の職員として雇いますが、先ほどの指導主事とはちょっと違って、現場の方のどちらかという業務、授業のフォローをするというのが目的なので、どちらかというときに本当に先生寄りの業務をしながら早来学園だけでなく追分も含めて入っていただくというような業務内容となっています。

○議長（多田政拓君） ご理解できましたか。

○3番（小笠原直治君） 何言っているかわからない。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。総括的な質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第11号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第11号令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第11号朗読

議案第11号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定により、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第11号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ904,056千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。今回の補支については、令和4年度決算に伴う歳計剰余金の整理が主なものとなります。

初めに歳出のご説明をします、6ページをお開きください。9款基金積立金は前年度繰越金を国民健康保険給付費等の支払準備金として基金に積み立てるものです。

次に歳入をご説明します、5ページをお開きください。4款繰越金は令和4年度歳入歳出差引額を前年度繰越金として追加補正するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1338万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億405万6000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑を終わります。続きまして歳入の質疑に移ります。5ページをお開きください。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第12号

○議長（多田政拓君） 日程第14、議案第12号令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第12号朗読

議案第12号

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定により、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第12号

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。今回の補正については令和4年度決算に伴う歳計剰余金の整理が主なものとなります。

初めに歳出のご説明をします、6ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、令和4年度に繰り越された保険料106万5000円を追加するものです。

次に歳入のご説明をします、5ページをお開きください。4款繰越金は令和4年度歳入歳出差引額を前年度繰越金として追加補正するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5155万6000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出6ページをお開きください。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入歳出の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第12号を採決します。

本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第13号

○議長(多田政拓君) 日程第15、議案第13号令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第13号朗読

議案第13号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

前年度繰越金の決定等により、令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第13号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,117,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,676千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月21日提出

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。保険事業勘定補正については、歳入では介護保険料の滞納繰越分及び令和4年度決算に伴う繰越金の整理、歳出では令和4年度介護保険給付費実績報告に伴う過年度償還金と歳計剰余金の予備費への計上が主なものとなります。

初めに保険事業勘定歳出からご説明します、8ページをお開きください。

1款総務費は市町村職員共済組合率及び退職手当組合率の変更に伴う補正となります。9ページにわたる4款諸支出金1項2目22節償還金利子及び割引料は令和4年度給付費実績に伴う返納金となります。2項1目27節の繰出金は介護用品支給事業の増額補正に伴う一般会計繰出金の補正となります。

5款予備費については歳入歳出補正に伴う財源補正及び歳計剰余金を保険給付費等の予備費として財源留保するものです。

次に歳入をご説明します、5ページをお開きください。1款保険料1項1目第1号被保険者介護保険料については前年度からの滞納繰越分となります。

6ページにわたる4款支払基金交付金は令和4年度保険給付費実績に伴う追加交付金となります。

6款繰入金は職員給与費の補正に伴う一般会計繰入金の補正となります。

7ページにわたる7款繰越金については令和4年度歳入歳出差引額を前年度繰越金として追加補正するものです。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明します。介護サービス事業勘定の補正については、サービス収入の自己負担金及び令和4年度決算に伴う歳計剰余金の整理となります。

初めに歳出をご説明します、16ページをお開きください。2款予備費については歳入歳出補正に伴う財源補正及び前年度繰越金を追加補正するものです。

4款施設整備費についてはグループホームさかえ暖房修繕のため増額するものです。

次に歳入をご説明します、14ページをお開きください。1款サービス収入2項1目自己負担金収入については前年度からの滞納繰越分を追加していません。

15ページにわたる2款繰越金については前年度繰越金を追加補正するものです。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定歳出8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出16ページをお開きください。16ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。14ページをお開きください。14、15ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第13号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

◎ 日程第16 議案第14号

○議長(多田政拓君) 日程第16、議案第14号令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[蟹谷水道課長挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課長。

○水道課長(蟹谷光弘君) 議案第14号朗読

議案第14号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

前年度繰越金の決定等により、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧ください。

議案第14号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,894千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ797,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。今補正の主な内容については、歳入では前年度、令和4年度予算の歳入歳出予算の確定により今年度の歳入予算へ繰越金563万円を編入するもの、次に歳出では4月の人事異動に伴い職員人件費として689万4000円を追加計上しようとするものです。そしてこれらの歳入歳出の補正に伴い財源に不足が生じるため、財源調整のための一般会計からの繰入金金を126万4000円増額しようとするものです。

それでは歳出からご説明させていただきます。事項別明細書7ページを開き願います。8ページにわたる2款事業費1項1目（1）職員人件費ですが、当初予算におきましては工事担当の下水道グループ2名そして補助金や使用料の担当、業務グループ2名、計4名を計上していましたが、4月の人事異動にて下水道グループに1名が増員となり現予算に不足が生じることから給料、手当、共済費等に合計689万4000円を追加計上しようとするものです。

続きまして歳入に移りますので5ページへお戻り願います。4款繰入金1項1目1節一般会計繰入金は本会計の財源調整科目であるため今補正の歳入前年度繰越金と歳出下水道整備費職員人件費の差し引き分について126万4000円が不足となるため、一般会計からの繰入金を同額の126万4000円増額し収支を調整しようとするもの。

次の6ページにわたる5款繰越金1項1目1節前年度繰越金は、前年度予算の出納整理の終了により余剰金額が確定したため、繰越金として563万円を本年度予算歳入へ編入するものです。

これらの内容により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9783万7000円に補正しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページ質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に入ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑がなければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第14号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 意見案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第17、意見案第1号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）について議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第1号朗読

意見案第1号

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

提出者 安平町議会議員 小笠原 直治

賛成者 安平町議会議員 高山 正人

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） まず最初に議長はじめ議員の皆さんにお願いがありまして、毎年最賃の関係について意見書を出させていただいています。今年度も中身的には同じようなものですので、端折って説明したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2022において「できる限り早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」ことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額1,054円)を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月21日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会长

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)。最低賃金が上がらなければ働く多くの生活はより一層厳しくなり、近年の物価上昇、個人の消

費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことに繋がり兼ねません。つきまして北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会において、令和5年度の北海道最低賃金の改正にあたって以下の措置を3つにわたって講ずるよう強く要望します。以上、地方自治法99条の規定に提出します。皆様方の賛同をよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第18、意見案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

提出者 安平町議会議員 小笠原 直治

賛成者 安平町議会議員 高山 正人

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これもまた議長、議員の皆さんにお願いがありまして、これも毎年皆さん方の賛同を得ています。それで中身的には端折って説明したいと思います。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じる事の無いよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
3. 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
5. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
6. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
7. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増

大きせるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月21日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策男女共同参画）

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。これらの意見書は北海道で働く地方自治体の職員から各連合を通じまして意見書を採択してくださいということですのでもよろしくお願いいたします。今、地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う医療介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとよりデジタル化、脱炭素化、物価高騰対策の極めて多岐にわたる役割が求められています。このため2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては歳入歳出を適格に見積もり、地方財政を拡充するよう以上11項目にわたり実現を求めて参ります。地方自治法99条の規定に提出をします。皆さんの賛同方をよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の説明が終わりましたのでこれから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから意見案第2号を採決します。本案について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 意見案第3号

○議長(多田政拓君) 日程第19、意見案第3号LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法改正再整備を求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第3号朗読

意見案第3号

LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法改正・再整備を求める意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○7番（三浦恵美子君） では本意見書案を本文の朗読を持ちまして趣旨説明とさせていただきます。

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法改正・再整備を求める意見書（案）

性的指向、性自認を理由に、個人が不当な扱いをされたり、不利益を被るようなことは決してあってはなりません。2021年3月に札幌地方裁判所において、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法14条1項に違反する」との判決が出され、性的少数者のカップルを自治体が認める「パートナーシップ制度」を導入した自治体は255自治体（2023年1月時点）にのぼっています。

同時に、多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しむ当事者は少なくありません。昨年、閣議決定された「自殺統合対策大綱」においても、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の1つであると捉えて、理解促進の取り組みを推進する」とされています。

今年6月16日、「LGBT理解増進法案」が可決されました。しかし、「全ての国民が安心して生活できるよう留意する」との条文について、参議院内閣委員会の参考人質疑では、性的少数者のための法整備を目指す「LGBT法連合会」の神谷悠一事務局長が「国民の間に分断を生む。いじめや差別の原因となる無理解を擁護し、差別を温存するために活用される懸念がある」と指摘し、基本的人権を享有し個人として尊重されることに反し、「180度真逆の効果をもたらす」と語りました。

「LGBT理解増進法案」が本来、当事者の人権を擁護し、差別を解消するために資すべきであるのに、むしろ、差別を助長しかねない内容になったことは大変遺憾です。

よって、政府に対して、当事者の声を聞いて、誰もが自分らしく生きられる社会とするために、人権擁護、差別解消のための法改正を行うなどの改正・再整備をおこなうことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月21日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

以上です。皆様にはご審議の上ご賛同いただきますよう、どうぞよろしく
お願いします。

○議長(多田政拓君) 提出議員の説明が終わりましたのでこれから本件について
質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に
入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありません
か。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから意見案第3号を採決しま
す。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第3号は原案の
とおり可決されました。

◎ 日程第20 意見案第4号

○議長(多田政拓君) 日程第20、意見案第4号適格請求書等保存方式(インボ
イス制度)の延期・見直しを求める意見書(案)についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第4号朗読

意見案第4号

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書(案)
について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和5年6月21日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣となっています。以上です。

◎ 追加日程第1 会議時間の延長について

○議長(多田政拓君) 只今審議の途中ですが会議時間の延長について皆様にお諮り致します。本日の会議時間は残り全ての議案が終了するまで延長したいと思いますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なければそのように決定します。

[小笠原議員挙手]

○議長(多田政拓君) 小笠原議員どうぞ。

○3番(小笠原直治君) 大変申し訳ないのですが、私これから葬儀がありますので抜けさせていただきます。よろしいですか。

○議長(多田政拓君) はいどうぞ。退席は構いません。

○3番（小笠原直治君） はい、ありがとうございます。すみません。

（小笠原議員退室）

○議長（多田政拓君） それでは会議を続けます。朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明をお願いいたします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書（案）

長年デフレが続くわが国において、新型コロナウイルス感染症は経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。そうした状況下で2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定です。

インボイス制度は事業間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入れ税額控除を受けるためにはインボイスが必要になるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模酪農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など、広範な事業者に負担増が強いられます。

一方で現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入れ税額控除が出来ず、多額の税負担が発生します。また、日本俳優連合（理事長西田敏行氏）では、年間合計1億程度になる二次使用料を延べ数万人に1件1円から分配しており、そうした多数の出演者に対して課税か免税を調査すること、個別協議等を行うことは不可能とし、是正を求める声明を発表しています。

そのほか、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体の「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声を上げています。加えて「インボイス制度の中止を求める税理士の会（呼びかけ

人 湖東京至元静岡大学教授)」が主催した院内集会（2022年6月9日、2023年3月30日）には野党の国会議員のみならず、城内実衆議院議員をはじめとした自民党の国会議員が参加・登壇しました。自民党の「責任ある積極財政を推進する議員連盟」は政府に対し、「インボイス制度導入延期（2023年3月15日）」を申し入れし、自民党地方議員が共同代表を務める「積極財政を推進する地方議員連盟」もインボイス制度の導入に反対するなど、与党内からも問題視する声が上がっています。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況下であり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがあります。加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難しくありません。

多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。

国におかれましては、各事業者、各種団体の現状や要望を踏まえ、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月21日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣

皆様におかれましてはご審議の上ご賛同いただきますよう、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから意見案第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21

○議長(多田政拓君) 日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします、7月4日札幌市において開催される北海道町村議会議長会主催による議員研修会に全議員を派遣し、同じく7月19日に札幌市で開催される新任議員研修会に内藤議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。尚、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案の上議長において派遣議員を決定したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

◎ 日程第22～24

○議長(多田政拓君) 日程第22、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出に

ついて。

日程第23、**経済常任委員会**の閉会中の継続調査申し出について。

日程第24、**議会運営委員会**の閉会中の継続調査申し出について。

以上、3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長(多田政拓君) 以上をもちまして本定例会の会議に付託されました案件の審議は全て終了しました。令和5年第4回定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 5時 2分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
